

四国中央市スポーツ推進計画 (案)



令和4年4月

四国中央市教育委員会

はじめに

少子高齢化が進む今日において、生まれてくる一人ひとりの子どもたちがすくすくと育ち、また人生 100 年時代と言われる中で、高齢者がより長く健康で活き活きと暮らすために、スポーツのもつ大きな可能性にいま注目が集まっています。

昨年、1 年間の延期を経て開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの感動は記憶に新しいところではありますが、東京オリンピック・パラリンピック開催によるスポーツに対する関心の高まりに応え、この機会をスポーツ人口の拡大のチャンスと捉えて、幅広い年代の市民が多様なスポーツに触れる機会・設備の充実が求められています。

平成 29 年に開催されたえひめ国体により蒔かれたスポーツへの関心という種は有形無形の財産として、スポーツの振興を推進する好機となりました。しかし、スポーツ庁が公表した令和 3 年度全国体力テストの結果においては、小中学生の体力が低下しているとの報告がなされ、こうした結果の背景には、スマートフォン等の普及によって生活が便利になった反面、幼児期から室内遊び時間の増加による外遊びやスポーツ活動時間の減少など、運動経験が乏しくなったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が体力低下に拍車を掛けたのではないかと考えられます。

運動やスポーツは、子どもにとって心身ともに健やかに成長していく上で、重要な活動ですが、少子化に伴い、競技種目やチーム数など受け皿の減少、またスポーツ少年団や運動部活動等における指導者不足や教員の働き方改革への対応など、子どものスポーツを取り巻く現状は大きな変革期にあります。生涯にわたってスポーツに親しむ基盤となるこれからの運動部活動等について、持続可能なものとするための在り方の検討も大きな課題です。

このような当市におけるスポーツに関する諸課題への対応と、スポーツ振興における基本計画として四国中央市スポーツ推進計画を策定しました。この計画策定をきっかけにスポーツに親しむ人々が増え、活力あるまちづくりにつながるよう、スポーツ団体等と連携しながらスポーツ推進に取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜り熱心にご審議いただいたスポーツ推進審議会の皆様をはじめ、スポーツ活動に関するアンケート調査にご協力いただいた皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 4 月
四国中央市長 篠原 実

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. スポーツ推進計画とは	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 四国中央市のスポーツの現状と課題	3
第3章 基本理念と基本目標	40
1. 基本理念	40
2. 基本目標	40
第4章 基本施策	41
第5章 計画の評価と推進について	47
1. 計画の評価	47
2. 計画の推進と進捗管理	47
資料編	
1. スポーツ活動に関するアンケート調査の対象者について	48
2. 四国中央市スポーツ推進審議会名簿・条例等	49
3. スポーツ基本法	52

第1章 基本的な考え方

1 スポーツ推進計画とは

国において、平成23年6月に国や地方公共団体のスポーツに関する責務やスポーツ団体の努力について規定したスポーツ基本法が制定され、平成29年にはスポーツ施策の指針として第2期スポーツ基本計画が策定されました。

愛媛県においても、平成29年に開催されたえひめ国体・えひめ大会のレガシーを最大限に活かすため、平成30年度から令和4年度までを期間とする「愛媛県スポーツ推進計画」が策定されました。

本市においては、国・県におけるスポーツ推進に関する機運が高まるなかで、令和2年度に「スポーツ活動に関するアンケート調査」を実施し、市民のスポーツに対する意識・ニーズ等について調査を行いました。

本計画は、実施したアンケート調査結果をもとに、四国中央市第二次総合計画後期基本計画で掲げる「生涯スポーツの推進」「生涯スポーツによる人づくり・まちづくり」の実現に向けて、本市におけるスポーツ推進の理念や方針を示し、行政だけでなく、市民や各種スポーツ団体と協働し地域が一体となって、誰もが運動・スポーツに親しみ、市民一人ひとりが健康で生き活きと暮らすことができるまちづくりを目指して策定しました。

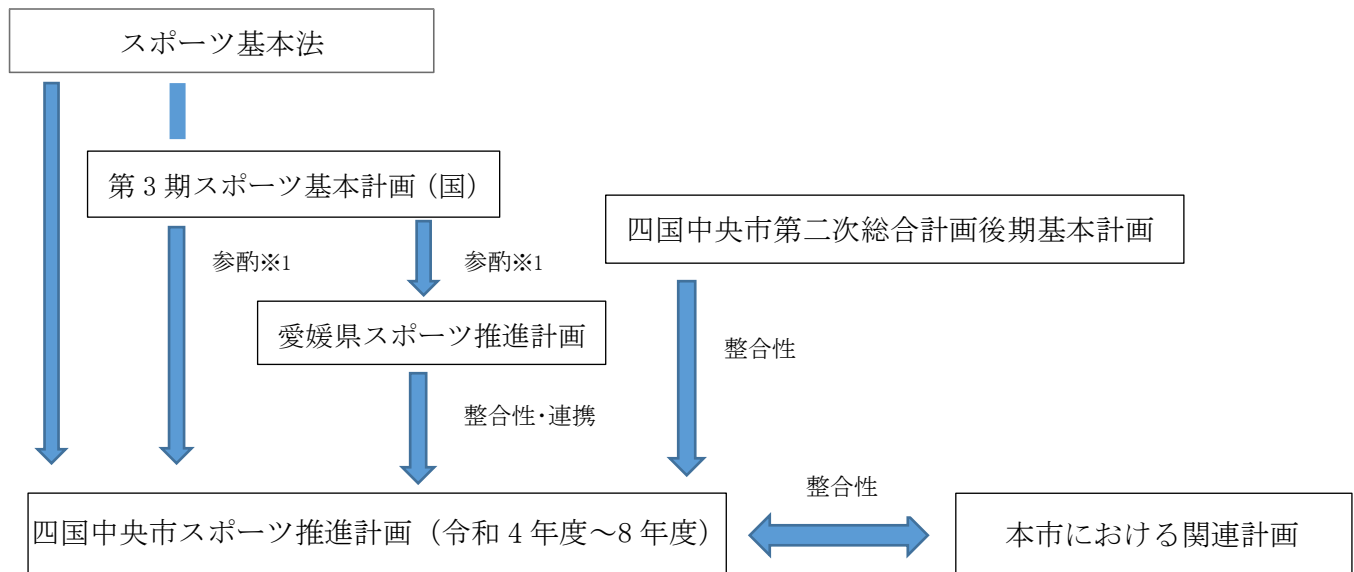
2 計画の位置づけ

スポーツ基本法では基本理念を「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」と定めており、地方公共団体の責務（同法第4条）として「スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。さらに、同法第10条第1項では、「都道府県及び市町村の教育委員会は、国のスポーツ計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されています。

上記に基づき、「国のスポーツ基本計画」をはじめ「愛媛県スポーツ推進計画」との整合性を取り、「四国中央市第二次総合計画後期基本計画」のスポーツ分野の施策を具体的に実施する行動計画と位置づけます。



【関係法令等関連図】



※1 参酌…他のものを参考にして長所を取り入れること。

3 計画期間

国…令和4年度～令和8年度（第3期スポーツ基本計画）

愛媛県…平成30年度～令和4年度（令和5年度から次期計画がスタート）

四国中央市…令和4年度～令和8年度までの5年間とします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期スポーツ基本計画（国） 令和4年度～8年度	→				
愛媛県スポーツ推進計画 平成30年度～ 令和4年度	→	次期計画 開始			
四国中央市スポーツ推進計画 令和4年度～8年度	→				

第2章 四国中央市のスポーツの現状と課題

本計画を策定するにあたり、令和2年度に「スポーツ活動に関するアンケート調査」を実施しました。20歳～70歳代の各年代を対象とした一般用の調査では、「これまでの運動やスポーツ活動」等について、また、小学生から高校生とその保護者を対象にした調査では、「実際に行っているスポーツ（部活動を含む）」や「子どもに運動やスポーツをさせる理由」等について調査を行いました。本章ではアンケート調査の結果から明らかとなった本市におけるスポーツに関する現状と課題について整理を行います。

◆スポーツ活動に関するアンケート調査について

調査期間：令和3年1月～3月

調査対象者数：2,826人

（内訳）

一般 1,200人（20歳～70歳代の男女各100人）

小学生 456人（市内の小学校4年生～6年生の児童 男女各4人）

中学生 210人（市内の中学校1年生～3年生の生徒 男女各5人）

高校生 90人（市内の高校1年生～3年生の生徒 男女各5人）

保護者 870人（市内小学校、中学校、高校に通う児童・生徒の保護者）

有効回収数：	一般	392人（回収率 32.7%）	
	児童・生徒	724人（回収率 95.8%）	
	保護者	796人（回収率 91.5%）	平均回収率 67.7%



◆スポーツ活動に関するアンケート調査（20 歳～70 歳代の一般編）

運動やスポーツ活動について

まず、「運動やスポーツの好み」に関する結果です。男女別では、「スポーツをするのも見るのも好き」と回答した割合はともに約 40%で、「する方が好き」と「見る方が好き」と回答した割合を加えると男性が 92.1%、女性が 83.8%となり、スポーツが好きな市民が多いことがうかがえます。

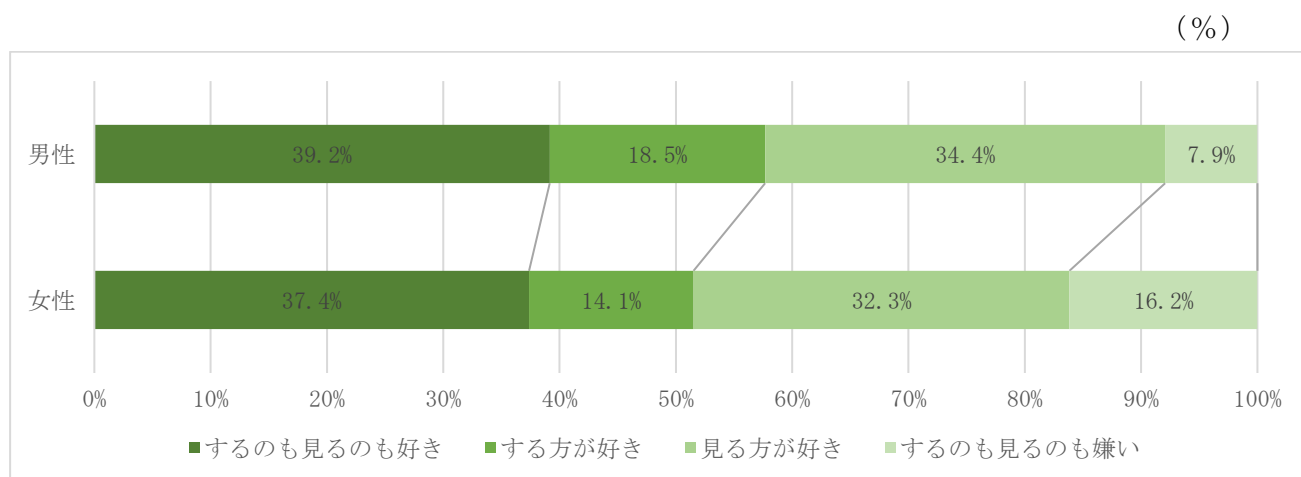


図 1-1 男女別運動やスポーツの好み（問 5）

年代別では、30 歳代までは「する方が好き」と答える割合が高い傾向にあり、40 歳代以上になると「見る方が好き」の割合が高くなっていく傾向にあります。

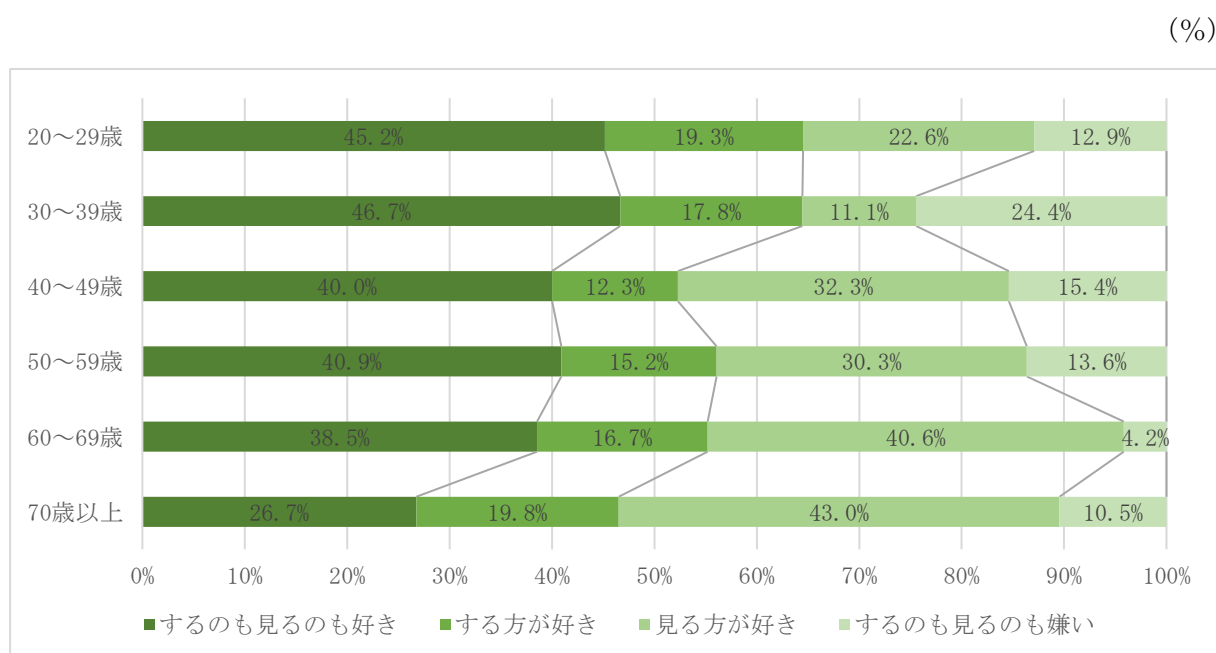


図 1-2 年齢別運動やスポーツの好み（問 5）

運動やスポーツをするのも見るのも好きになったきっかけについては、「健康に良いから」と答えた人が35.6%で最も多く、次いで「子どもの頃からしているから」との回答が35.0%となっており、小さい頃から体を動かす習慣が、スポーツに対する好意的な印象につながっていることがうかがえます。

(%)

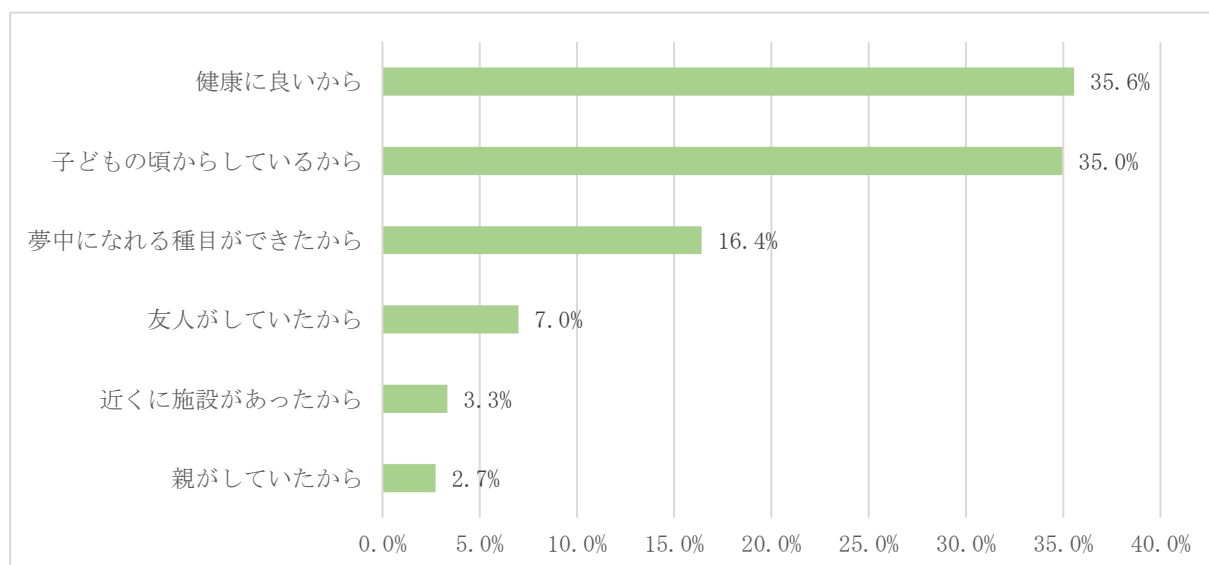


図2 運動やスポーツをするのも見るのも好きになったきっかけ（問5-1）

学生時代のスポーツ経験について、「スポーツを経験したことがある」との回答が72.2%あり、これに「スポーツを経験しなかったが、好きだった」と答えた人を加えた割合は、86.9%となっており、学生時代にスポーツを経験した人や、スポーツに好意的な印象を持つ人が多くなっています。

(%)

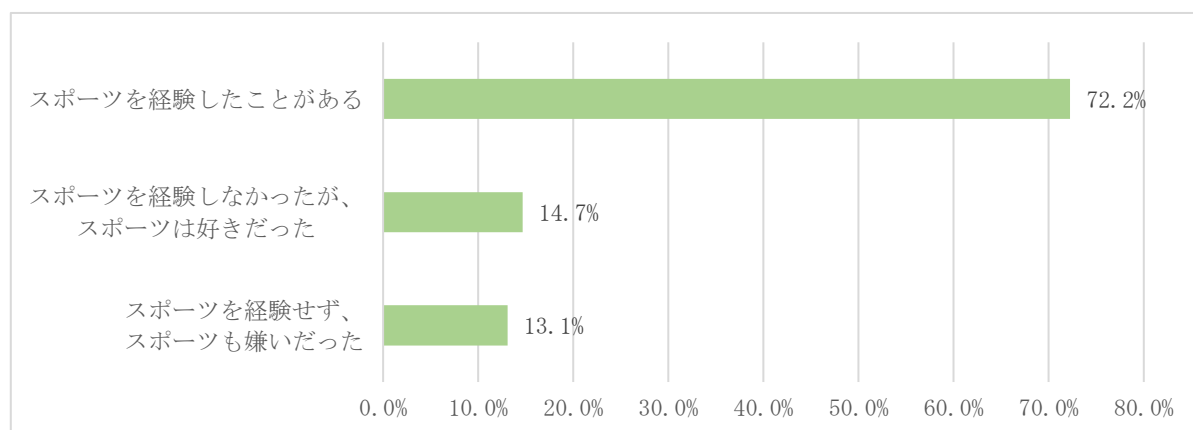


図3 学生時代のスポーツ経験について（問6）



次に、スポーツを「する」ことに関する結果です。直近1年間で運動やスポーツに取り組んだ頻度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のために運動やスポーツをする機会が制限されたこともあり、「全くしなかった」という割合が最も多くなっています。その一方で、「週に3日以上」と「週に1～2日程度」を合わせた“週1回以上運動に取り組んでいる割合”は40.4%であり、年齢が上がるにつれて実施率も高くなる傾向にあります。しかし、働き盛りの年代については運動実施率が下がっており、仕事の後に運動をする時間的・体力的余裕がないという課題が浮き彫りになっています。

(%)

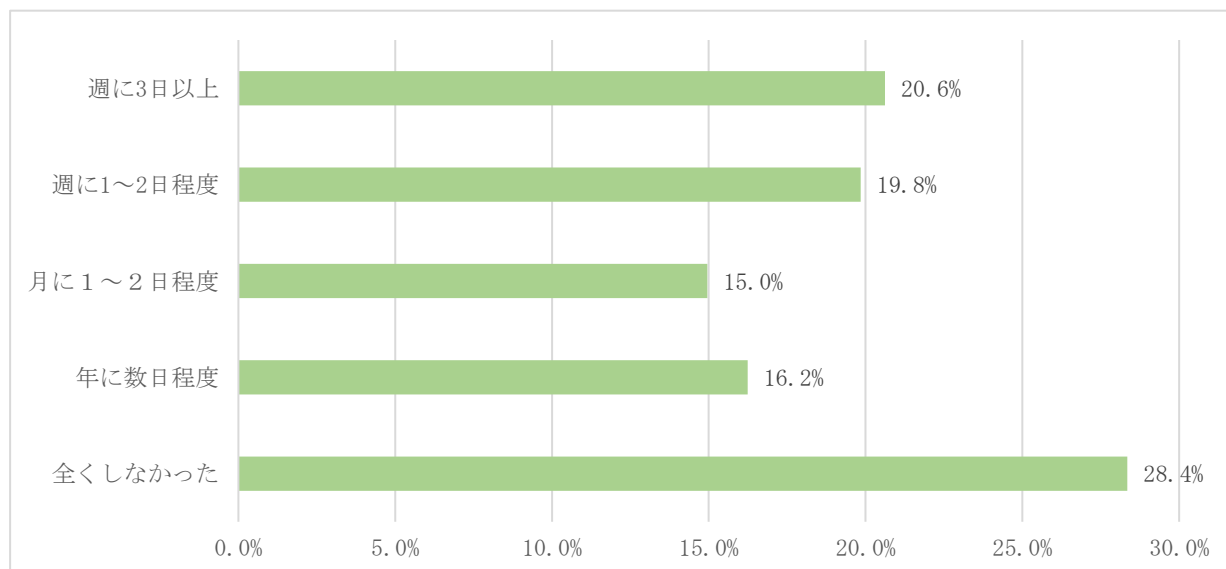


図4-1 直近1年間で運動やスポーツに取り組んだ頻度（問7）

(%)

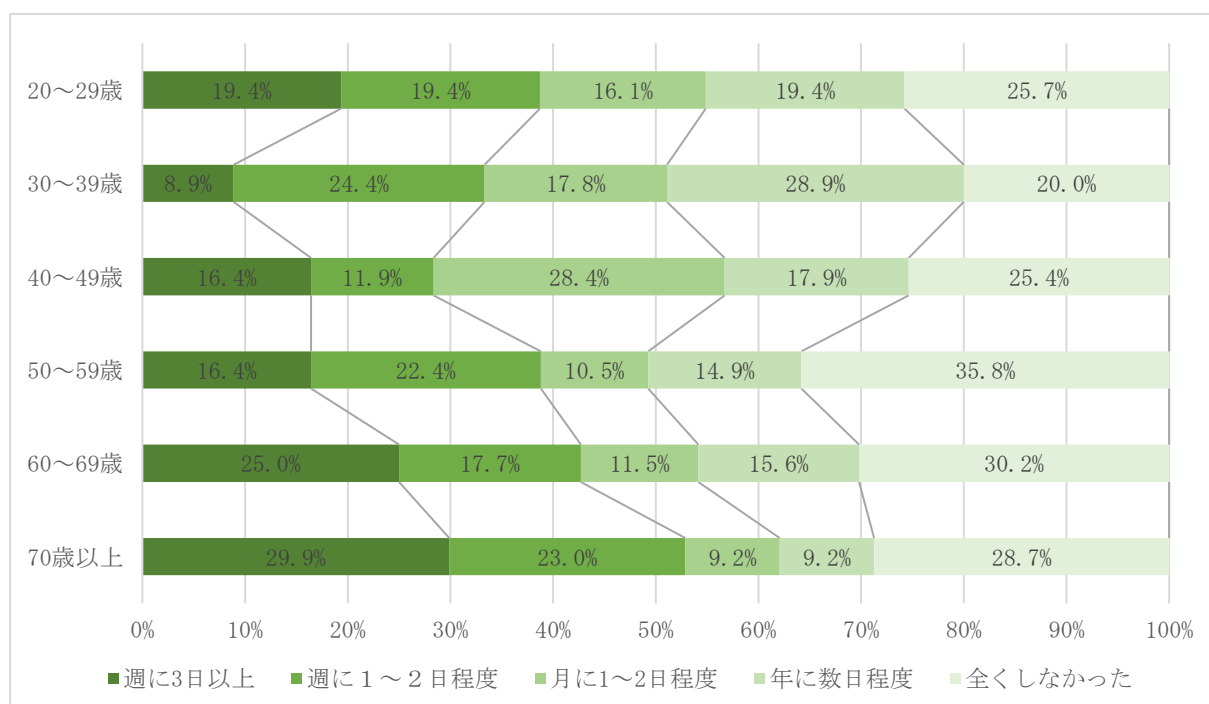


図4-2 直近1年間で運動やスポーツに取り組んだ頻度（年代別）（問7）

運動やスポーツを行う理由は、「健康・体力づくり」が186人で最も多く、続いて「運動不足解消」が95人、「ストレス解消・気分転換」が93人などとなっています。

【複数回答】

(人)

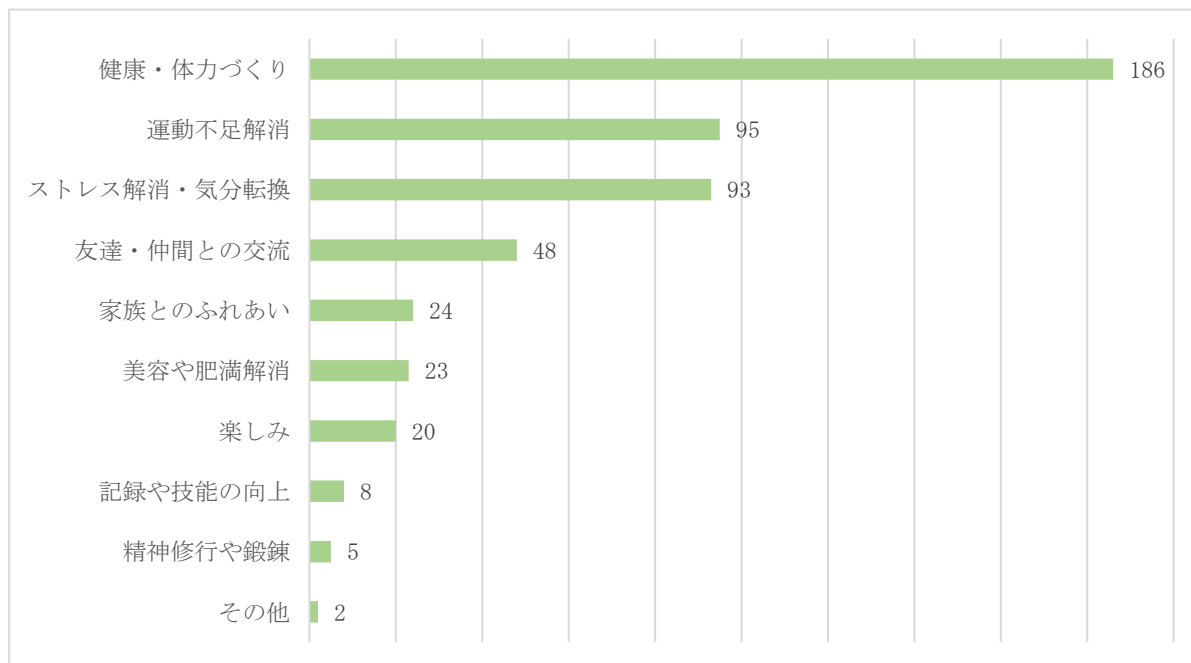


図5 運動やスポーツを行う理由（問7-3）

どのような場所で運動やスポーツをしますかという問いについては、「近所の公園や広場」と答えた人が60人と最も多く、次いで「公共のスポーツ施設（学校を除く）」が58人、「自宅」が48人など、身近な場所が多くなっています。「道路や遊歩道」が40人という回答は、市内でウォーキング等が活発に行われていることによるものと思われます。

【複数回答】

(人)

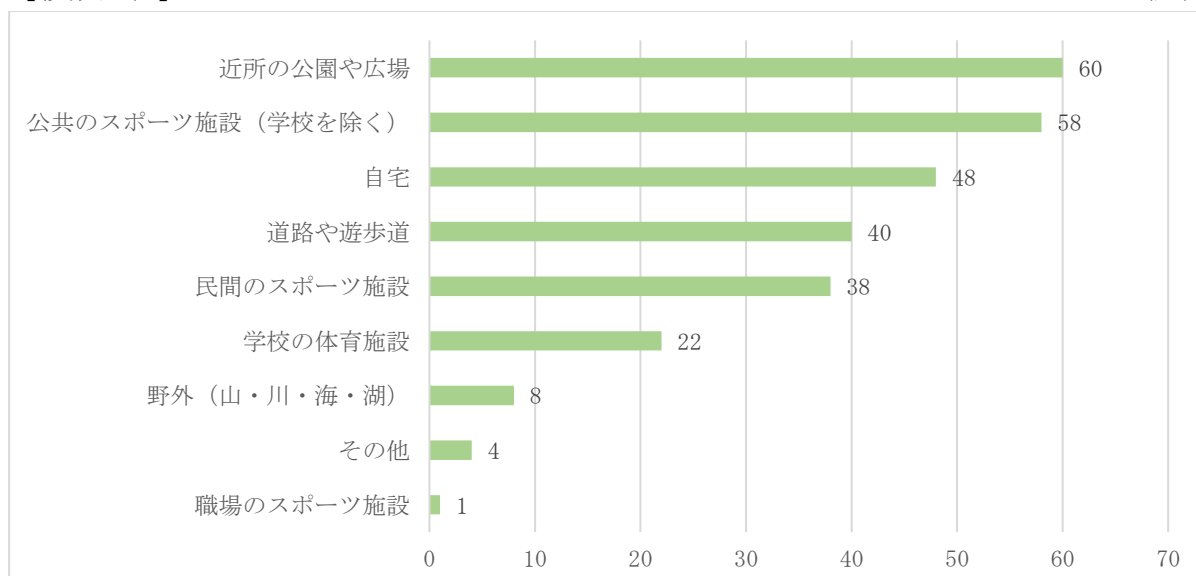


図6 運動やスポーツを実施した場所（問7-4）

今までのスポーツ経験と今後やりたい種目に関する回答では、経験したスポーツとしてはウォーキングが最も多くなっており、気軽に実施できる点やコロナ禍によって一人でスポーツを行う機会が増加したことも影響していると考えられます。

【複数回答】

(人)

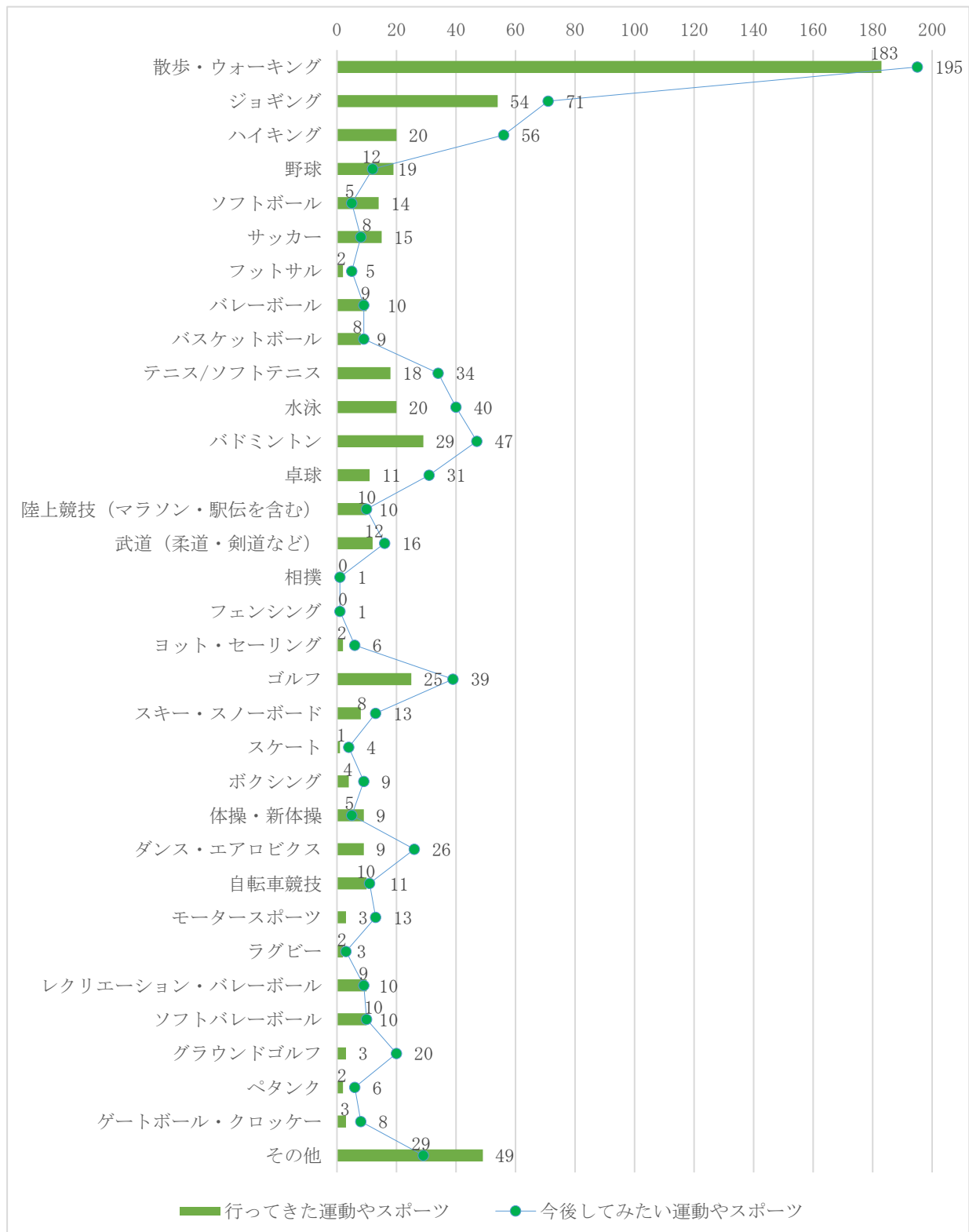


図7 市民のスポーツ経験と今後取り組んでみたいスポーツ (問7-5&問9)

運動やスポーツを全くしなかった理由は、「時間がない」が 49 人、「面倒くさい」が 33 人、「疲れていて体力的な余裕がない」が 32 人などとなっています。

【複数回答】

(人)

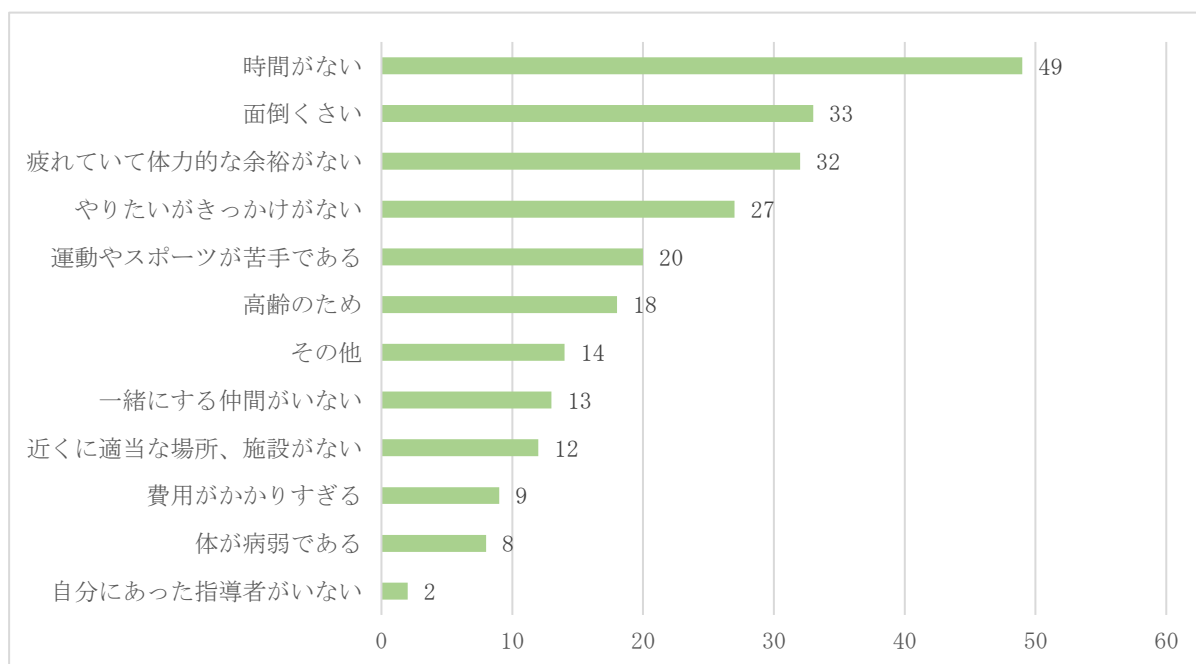


図 8 運動やスポーツを全くしなかった理由（問 7-6）



運動やスポーツを行おうとする時に支障になることについて、男性は「仕事が忙しい」との回答が 45 人、「仲間がいない」との回答が 37 人と多く、女性は「家事・育児が忙しい」との回答が 53 人で最多であり、「仲間がいない」との回答が 35 人などとなっています。

【複数回答】

(人)

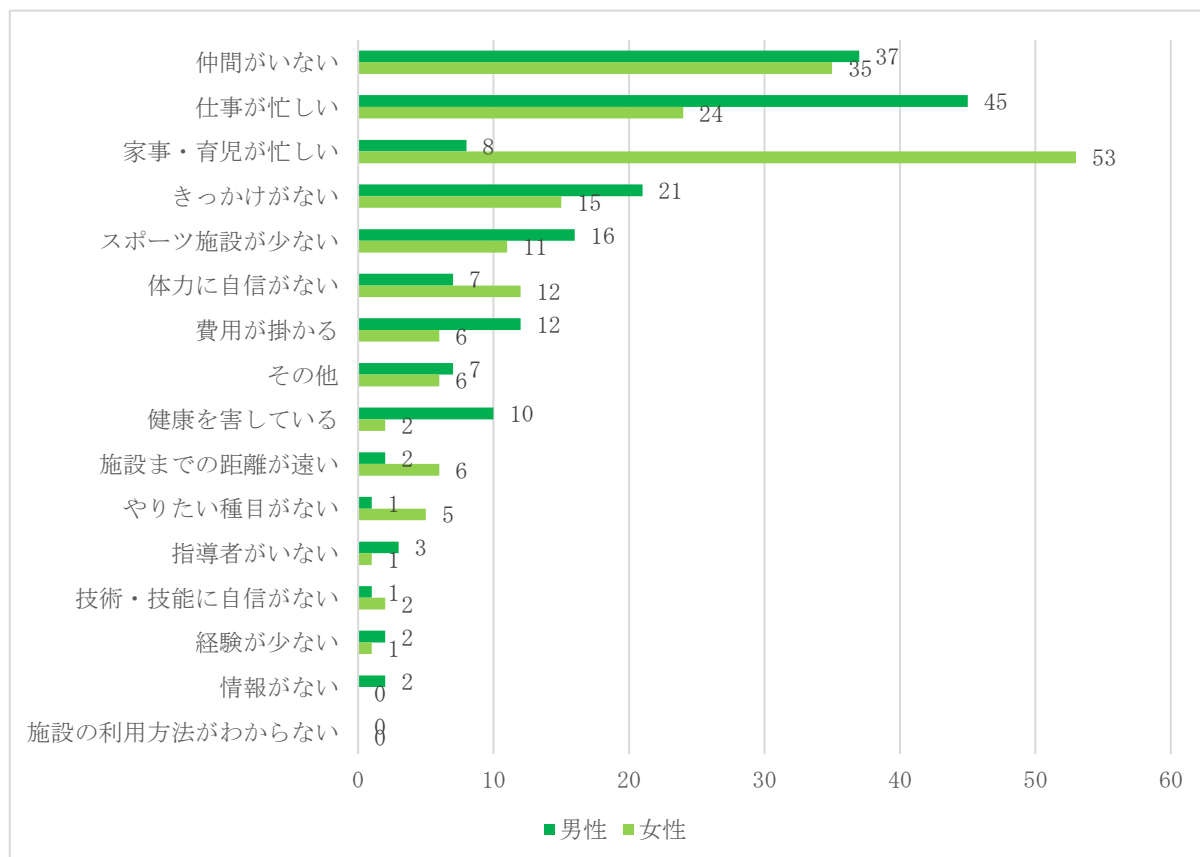


図 9 運動やスポーツを行おうとする際に支障になること（問 8）

上位回答について年齢別にみると、「仲間がいない」との回答は 60 歳～70 歳代が多く、「家事・育児が忙しい」という回答は 40 歳代に多く、「仕事が忙しい」との回答は 50 歳代に多くなっています。

(%)

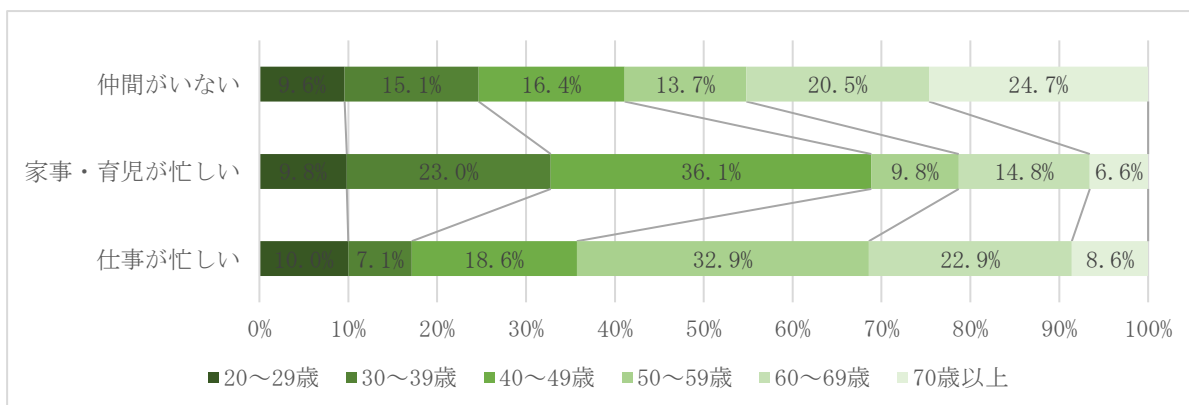


図 9-2 運動やスポーツを行おうとする際に支障になること（上位項目・年齢別）（問 8）

次に、スポーツを「見る」ことに関する結果です。アンケート調査によると、スポーツの試合を実際に観戦してみたいと思う人は少ない傾向にありますが、テレビなどで見たりすると回答した割合は約 76%であり、多くの市民がスポーツを見ることを好んでいることがうかがえます。

(%)

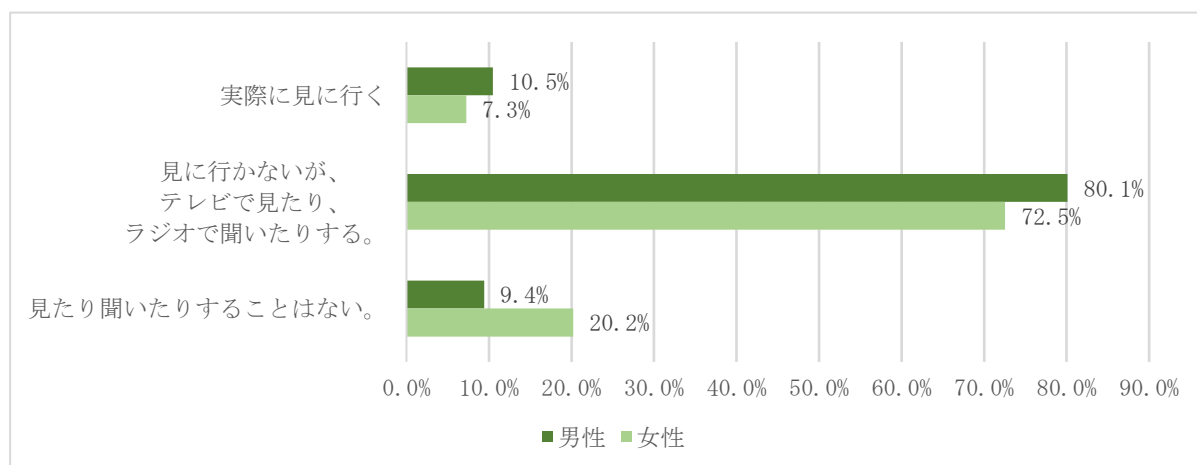


図 10 市民のスポーツ観戦のスタイルについて（問 10）

また、観戦したスポーツの中で特に関心がある種目については、「野球」が 158 人と最多で、「サッカー」が 94 人、「バレーボール」が 68 人などとなっています。

【複数回答】

(人)

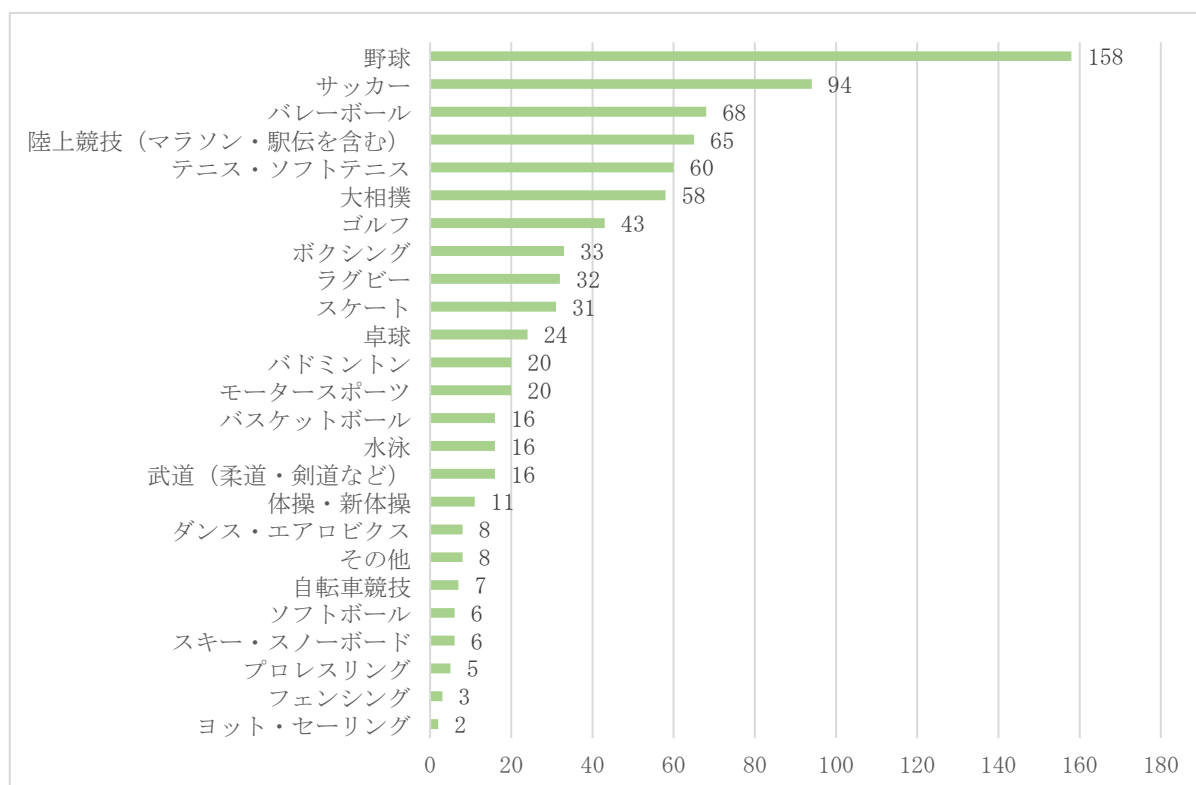


図 11 観戦したスポーツの中で特に関心のある種目（問 10-1）

続いて、スポーツを「支える」ことに関する結果です。スポーツイベントには市や各競技団体による大会に加えて地域で開催される行事もあります。地域でスポーツイベントを行うにあたっては、企画・運営に関わるボランティアの存在が欠かせませんが、地域におけるスポーツイベントの認知度向上やイベントに関わりたいと思えるような環境整備が課題となっています。

地域に地域団体が主催したスポーツ行事が「ある」と答えた人が24.6%、「ない」と答えた人が13.4%、「わからない」と答えた人が62.0%となっています。

(%)

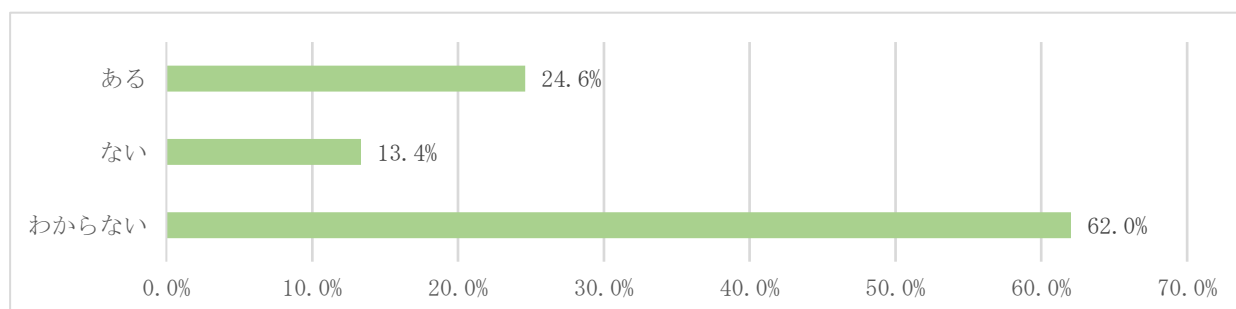


図 12 地域団体が主催したスポーツ行事の有無（問 11）

この1年間に地域団体が主催したスポーツ行事について、「参加した」人は21.3%、「参加していない」人は75.5%となっています。

(%)

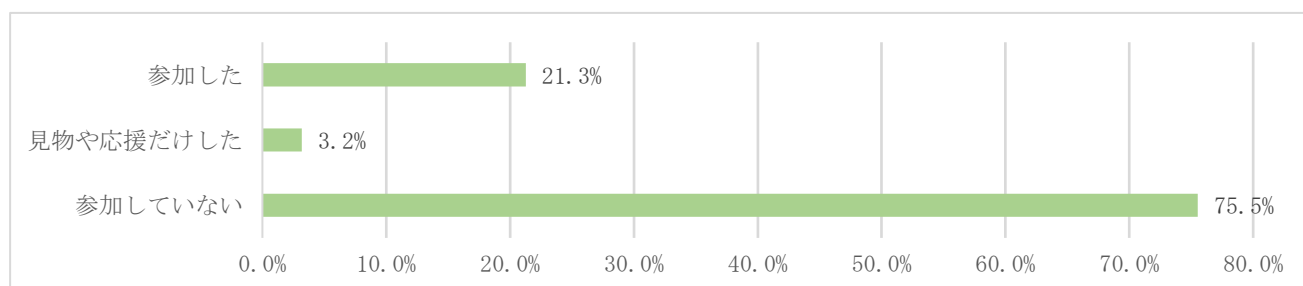


図 13 この1年間で地域団体が主催したスポーツ行事への参加の有無（問 11-2）

地域団体が主催したスポーツ行事を「必要である」と答えた割合は31.3%となっています。必要である答えた理由については、地域との交流につながるという意見があげられています。

(%)

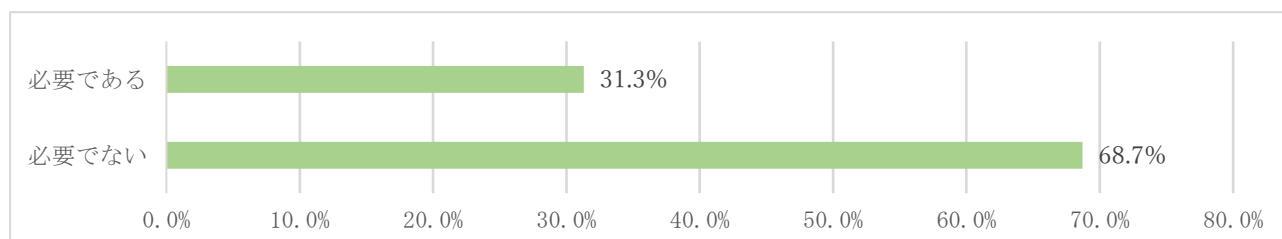


図 14 地域団体が主催したスポーツ行事が必要か否か（問 12）

この1年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動へ参加したかについては、参加したことが「ある」と答えた人が3.9%、「ない」と答えた人が96.1%となっており、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにスポーツ行事の中止が相次いだことなども影響していると思われます。

(%)

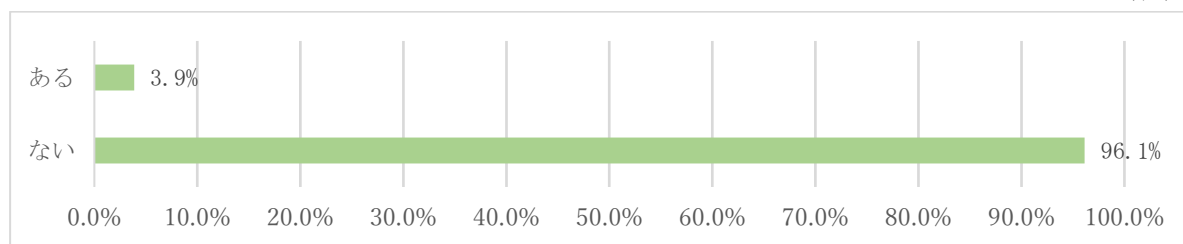


図 15 この1年間に何らかのスポーツに関わるボランティア活動への参加の有無（問 13）

スポーツに関わるボランティアに参加する際の課題については、「どのように参加したらよいかわからない」が30.0%、「興味がない」が26.6%、「あらかじめ活動の量がどれくらいあるかわからない」が14.5%、「人との付き合いが面倒である」が13.4%などとなっています。

(%)

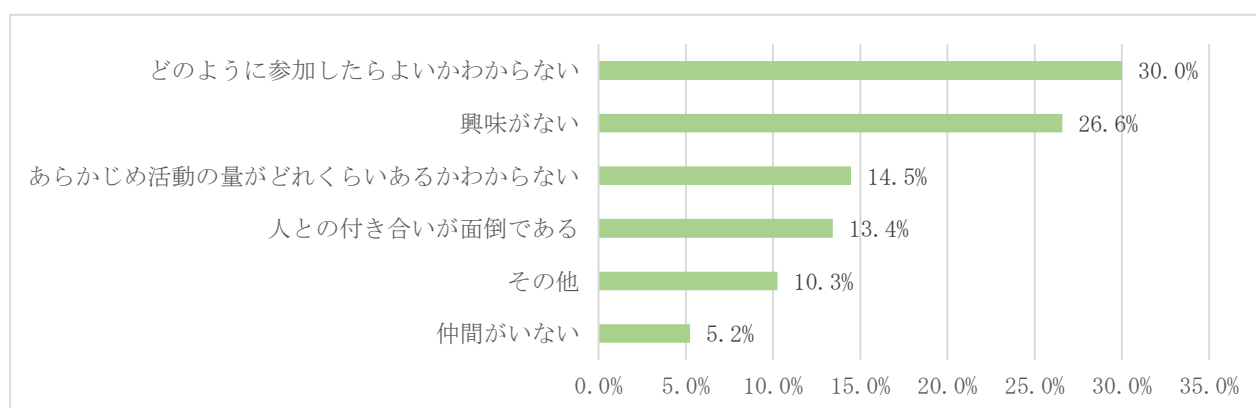


図 16 スポーツに関わるボランティアに参加する際の課題（問 14）



今後のスポーツに関するボランティア活動への参加については、「あまり参加したいとは思わない」が 49.3%、「わからない」が 18.2%、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」を合わせると 16.4%などとなっています。

(%)

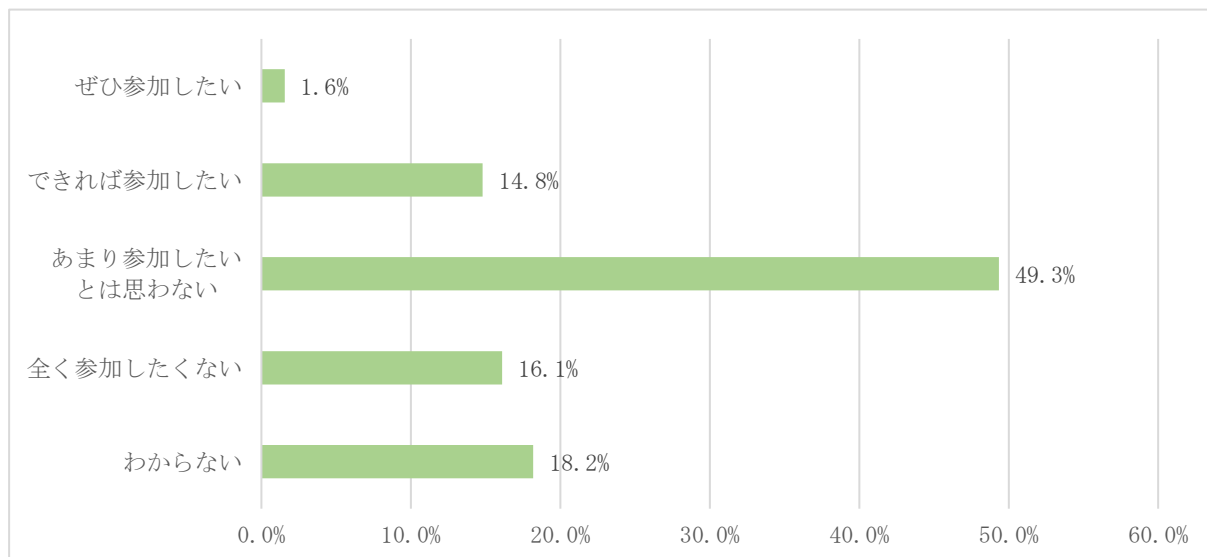


図 17 今後のスポーツに関わるボランティア活動への参加について（問 15）

また、今後ボランティアに参加する場合、どのようなボランティアに参加したいかという問いに対しては、「スポーツイベントの運営や世話」と回答した人が最も多く 66.2%となっています。

(%)

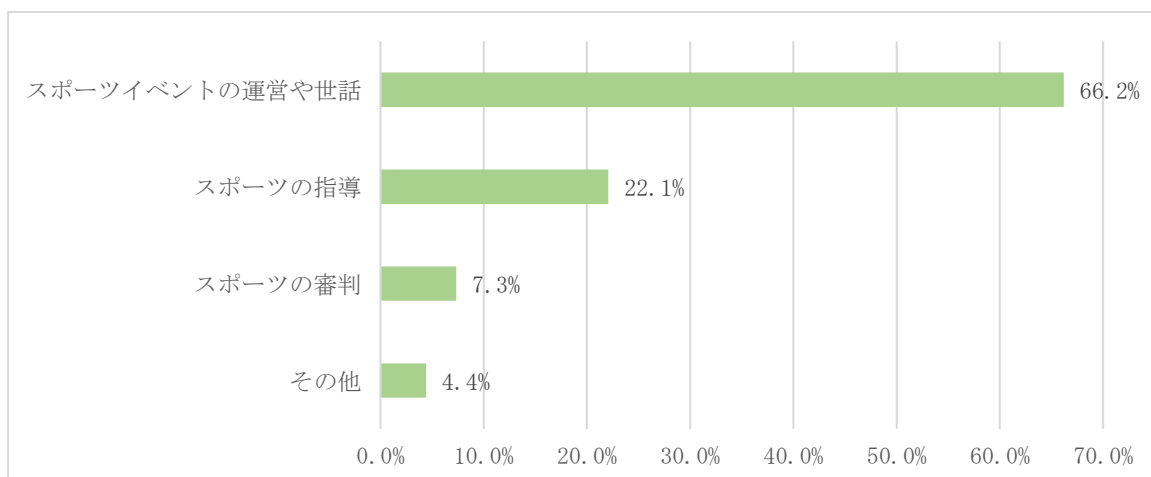


図 18 今後参加したいボランティアの内容（問 15-1）

市内で大きなスポーツイベントを開催することについては、「非常に良いことだ」が28.2%、「良いことだ」が51.2%であり、市民の79.4%が好意的な回答をしています。

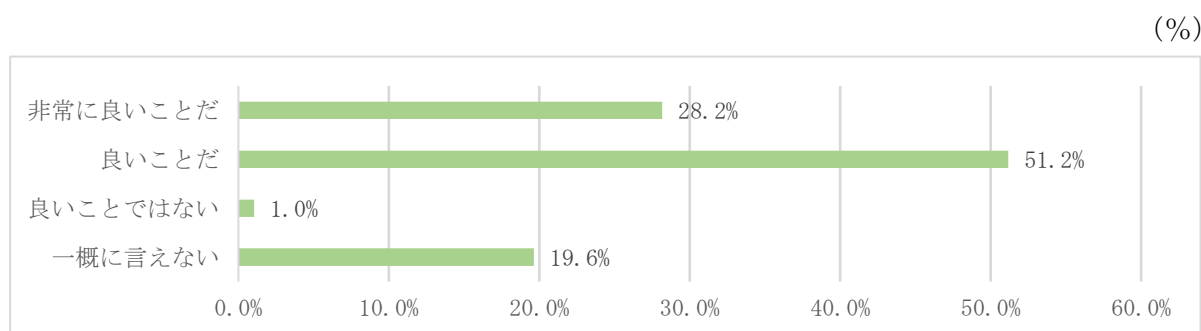


図 19 四国中央市でスポーツの大きいイベントを開催することについて (問 16)

国内外の大会で地元出身選手が活躍することに関心があるかについては、「非常に関心がある」が23.0%、「やや関心がある」が53.4%となっており、多くの市民が地元出身のスポーツ選手の活躍に関心をもっているようです。

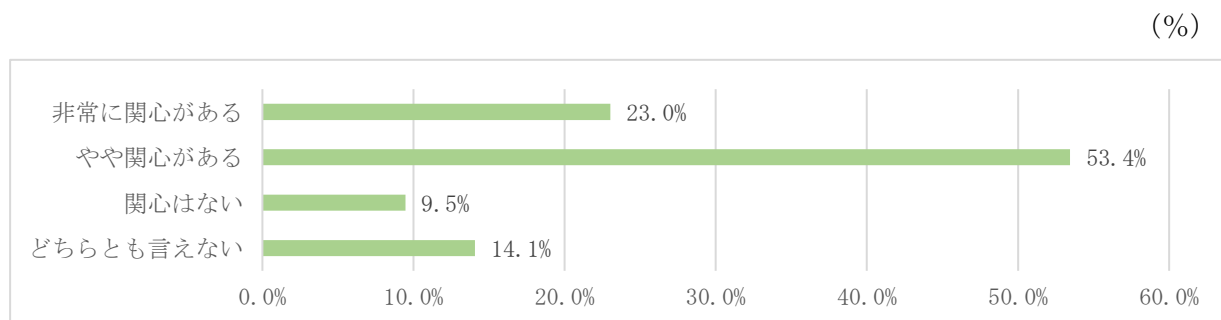


図 20 国内外での大会での地元選手の活躍への関心の有無 (問 17)

地元選手の育成のために必要なことについては、「小さい頃からの指導体制を確立する」との回答が46.9%と最も多く、次いで「練習できる場所を提供する」が29.2%となっています。

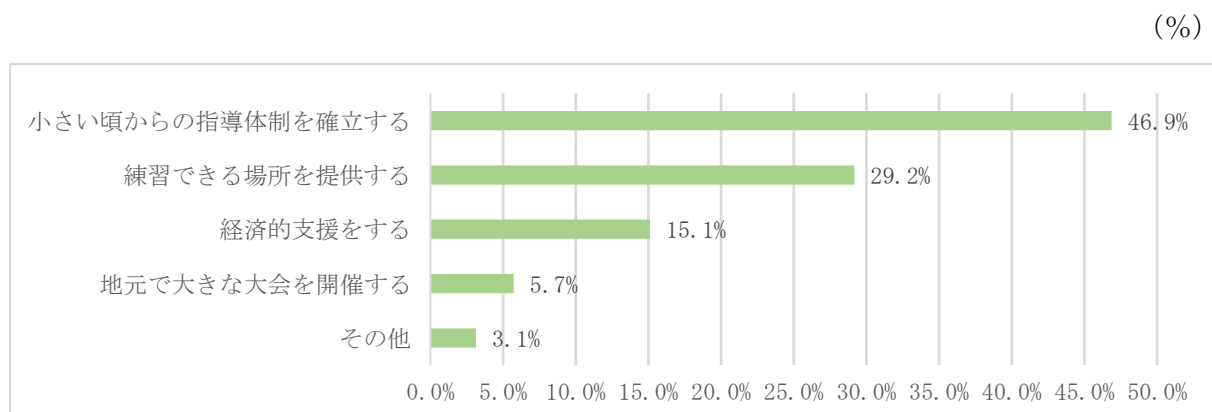


図 21 地元選手の育成のために必要なこと (問 18)

運動やスポーツのクラブ等への加入について

続いて、運動やスポーツのクラブ等（クラブや同好会）への加入に関する結果です。運動やスポーツのクラブ等に加入している市民の割合は高いとは言えず、また、今後加入したいと思っている人も多いとは言えない状況です。こうした背景には、新型コロナウイルス感染拡大防止のために満足にスポーツ活動ができないことでスポーツクラブ等への加入が進まず、加えて既加入者の退会につながったことなどが影響していると考えられます。

運動やスポーツのクラブ等への加入状況では「加入している」が18.0%、「加入していない」が82.0%となっています。

(%)

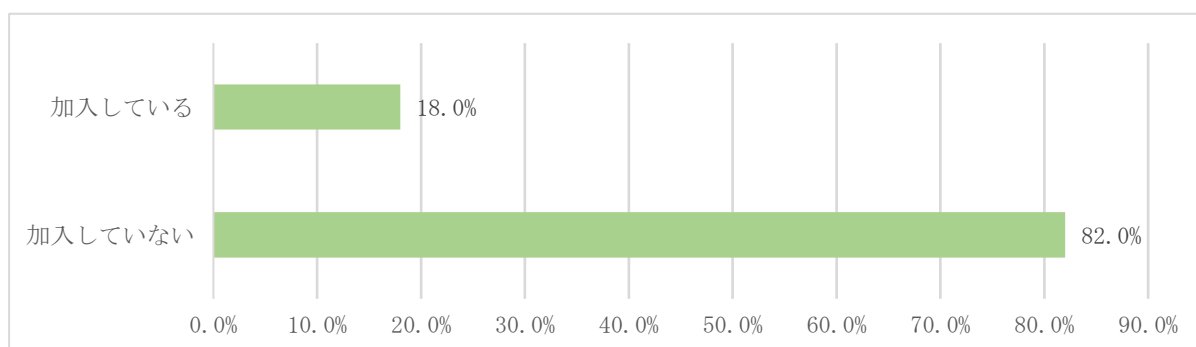


図 22 運動やスポーツクラブ等の加入状況（問 19）

また、今後の加入については、「今後加入したい」が20.9%で、「加入したくない」が79.1%となっており、運動やスポーツのクラブ等への加入を希望する割合は少なくなっています。

(%)

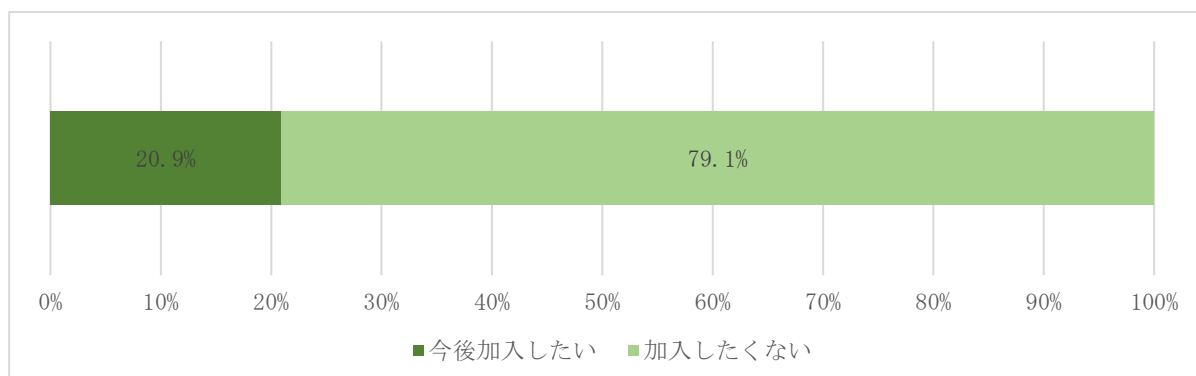


図 23 今後の運動やスポーツのクラブ等への加入について（問 19-1）

加入している運動やスポーツのクラブ等の種類は、「地域住民が中心となっているクラブや同好会」が39.1%、「民間スポーツ施設などが開設している会員制のクラブ」が33.8%などとなっています。

(%)

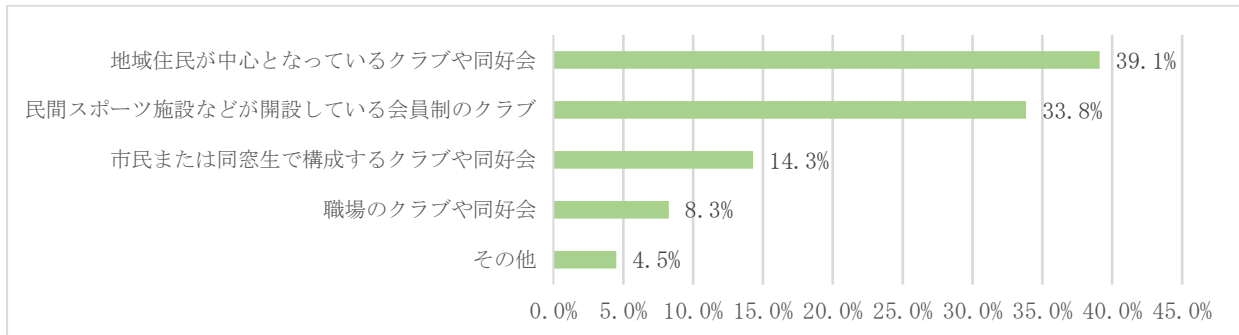


図 24 加入している運動やスポーツクラブの種類（問 19-2）

クラブ等に参加する理由は、「健康や体力増進のため」が62.4%と最も多く、続いて「スポーツを楽しむため」が15.8%、「人とのつながりを広げるため」が15.0%となっています。

(%)

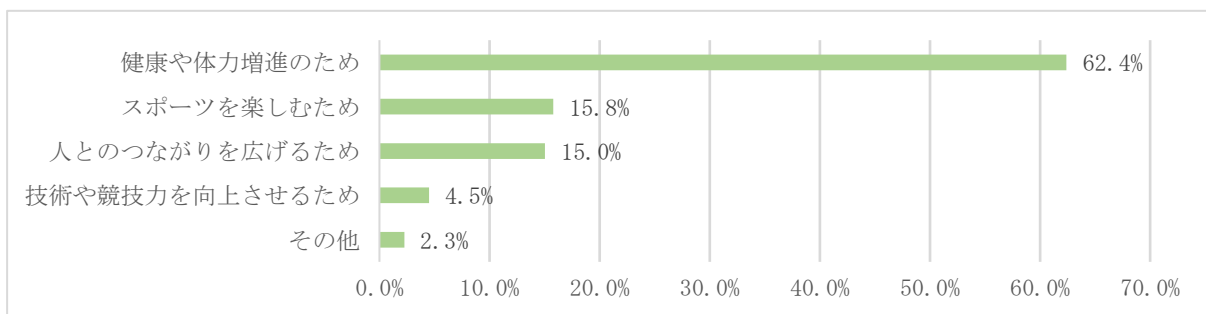


図 25 どのような目的で運動やスポーツのクラブに参加しているか（問 19-3）

現在負担しているクラブ等の月会費については、「1,000 円未満」が33.7%、「1,000 円～3,000 円未満」が19.8%などとなっています。

(%)

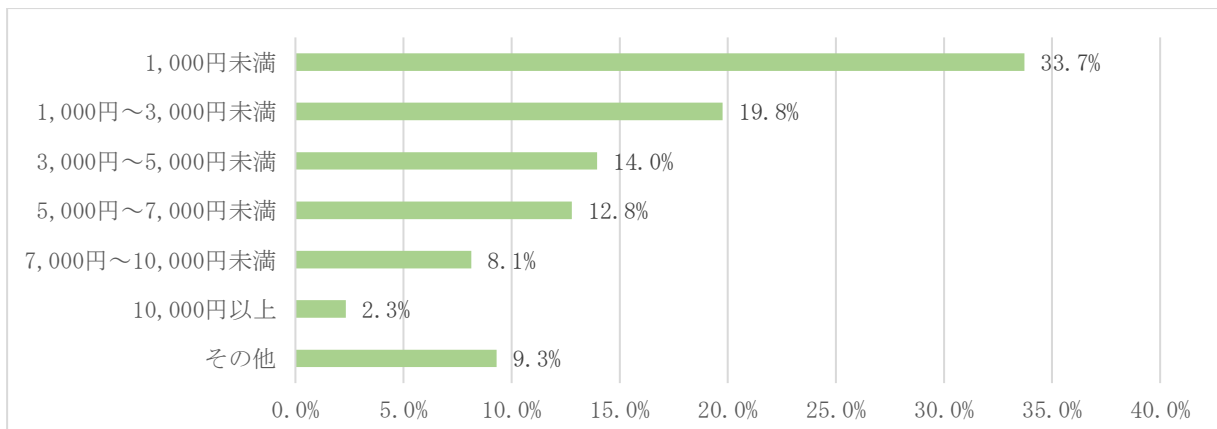


図 26 現在負担しているクラブ等の会費の月額（問 19-5）

総合型地域スポーツクラブについて

続いて、総合型地域スポーツクラブに関する結果です。総合地域型スポーツクラブへの入会条件については、「自分のレベルにあった運動ができる」と答えた男性が 91 人、女性が 110 人、「安い値段でスポーツができる」と答えた男性が 59 人、女性が 76 人、「健康をチェックしてくれる」と答えた男性が 65 人、女性が 59 人などとなっています。

※総合型地域スポーツクラブとは

身近な地域で、子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまで、それぞれのレベルや目的に合わせて参加できるのが特徴で、地域住民により自主的に運営されるスポーツクラブです。

【複数回答】

(人)

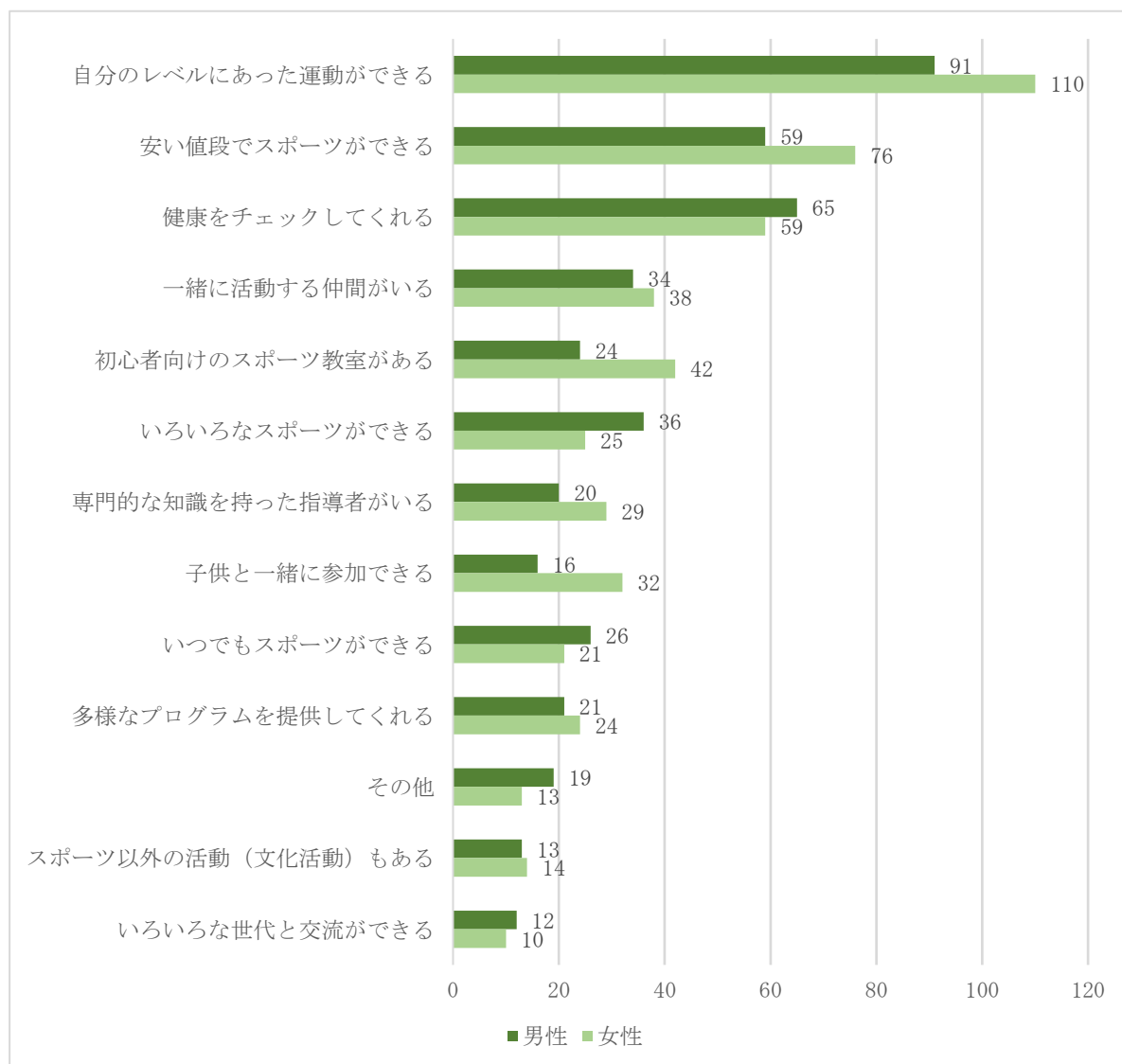


図 27 男女別総合型地域スポーツクラブの加入条件（問 20）

総合型地域スポーツクラブに入会する際の目安となる年会費について、男性は「3,000 円～5,000 円未満」との回答が最多で 26.7%、次いで「5,000 円～10,000 円未満」との回答が 20.4%であり、女性は「3,000 円～5,000 円未満」との回答が最多で 29.0%、次いで「2,000 円～3,000 円未満」との回答が 20.5%などとなっています。

(%)

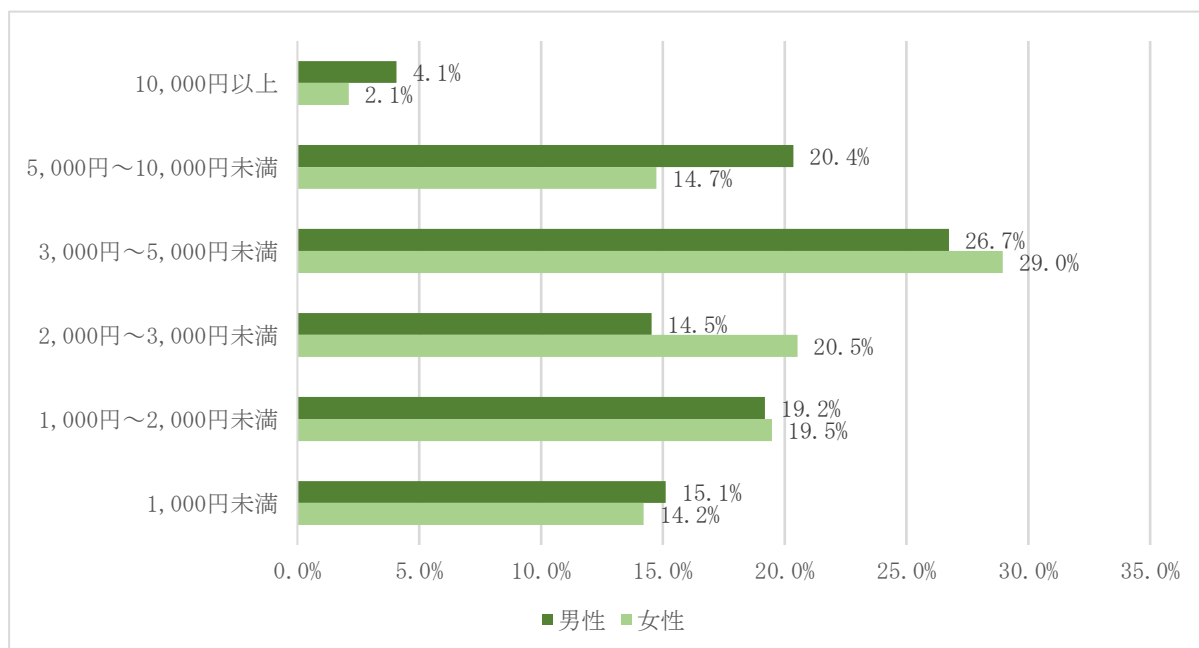


図 28 総合型地域スポーツに入会する際の目安となる年会費（問 21）

総合型地域スポーツクラブへの入会の意思については「誘われれば入会したい」との回答が 37.6%、「あまり入会したくない」との回答が 26.9%となっており、「入会したい」と「誘われれば入会したい」を合わせると 54.3%となり、おおむね半数は入会の意思があるものと思われます。

(%)

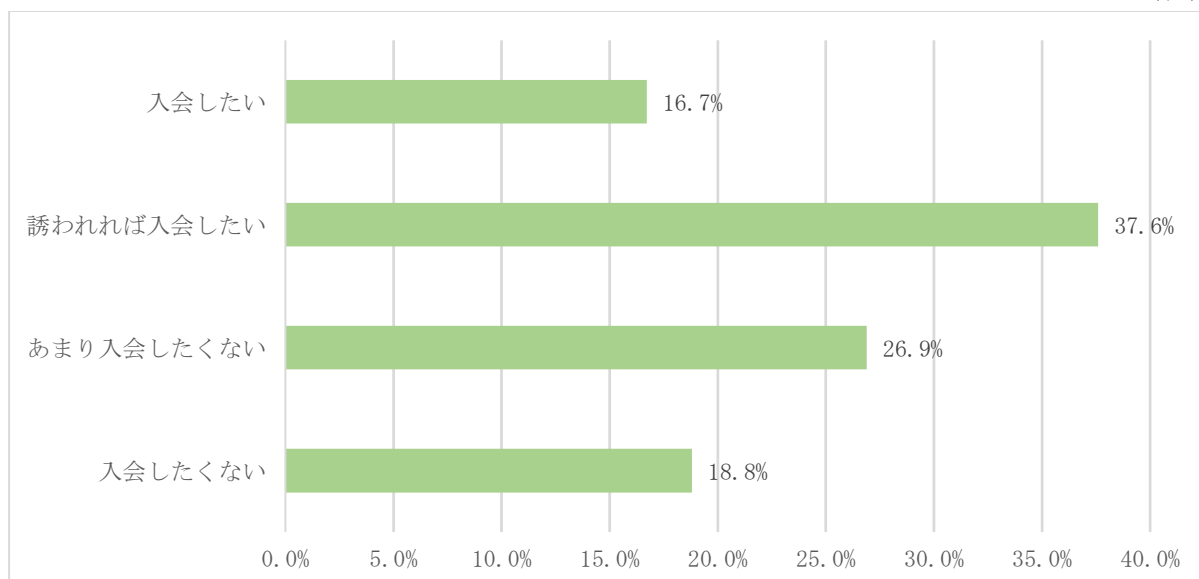


図 29 総合型地域スポーツクラブへの入会希望について（問 22）

総合型地域スポーツクラブにおいて開講してほしい運動やスポーツ教室については「散歩・ウォーキング」が 87 人、「筋力トレーニング」が 83 人、「ヨガ」が 80 人、「ストレッチ」が 75 人、「軽い体操」が 73 人などとなっています。

【複数回答】

(人)

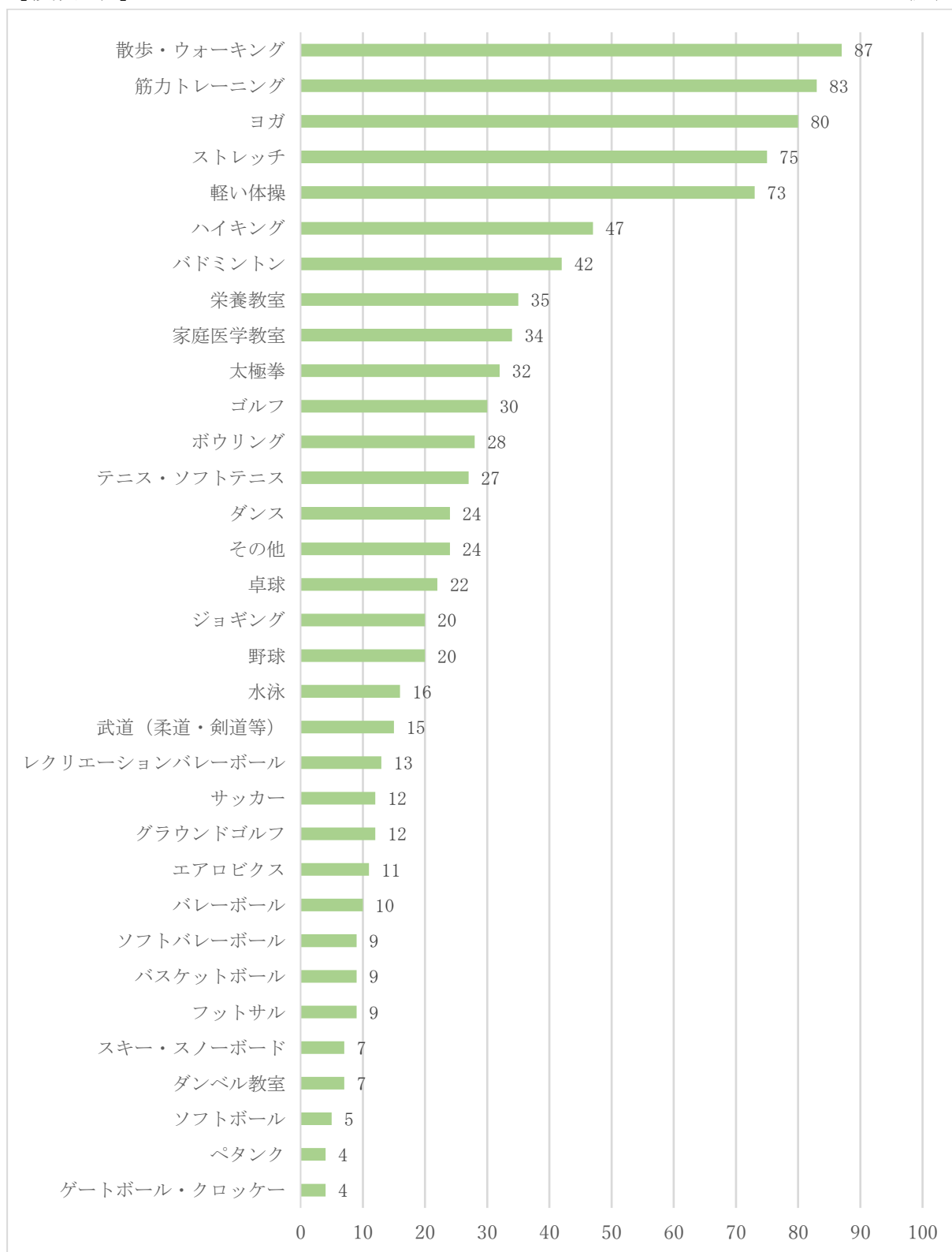


図 30 総合型地域スポーツクラブでどのような教室を開講してほしいか（問 24）

スポーツ施設について

次に、スポーツ施設に関する結果です。本市には、体育館をはじめ野球場やテニスコートのほかにサッカーやグラウンドゴルフ等が実施できる多目的グラウンド等多くのスポーツ施設があります。

平成 29 年のえひめ国体では、伊予三島運動公園体育館でフェンシングと空手道、川之江野球場で軟式野球、スカイフィールド富郷でラグビーフットボールが行われ、さらに土居総合体育館で綱引が公開競技として、エアロビックが伊予三島運動公園体育館でデモンストラーションスポーツとして開催されるなど、大会にあわせて整備が行われ、市民が運動やスポーツを行う施設の充実や機会提供の役割を果たしてきました。しかし、アンケート調査では、公共スポーツ施設の数や質が不十分という回答が多く、施設の充実への市民のニーズが高いことが分かりました。

市内の公共スポーツ施設について、「施設の数も質も十分である」と「施設の数には十分だが、質が不十分である」と思っている人はともに 14.4%であり、「施設の数も質も不十分」との回答は 35.8%となっています。

(%)

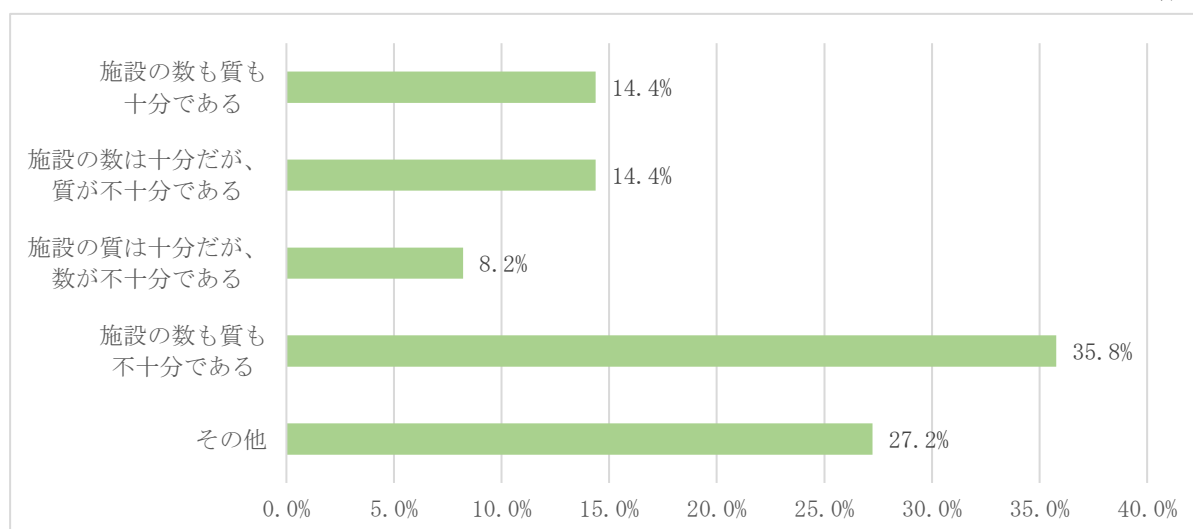


図 31 市内公共スポーツ施設の認識（問 25）



過去1年間で公共スポーツ施設を利用した頻度については、「利用したことがない」が、52.5%、「利用したことはあるが、過去1年間では利用していない」が26.6%で、合わせて79.1%の人は過去1年間で公共スポーツ施設を利用していない状況です。

(%)

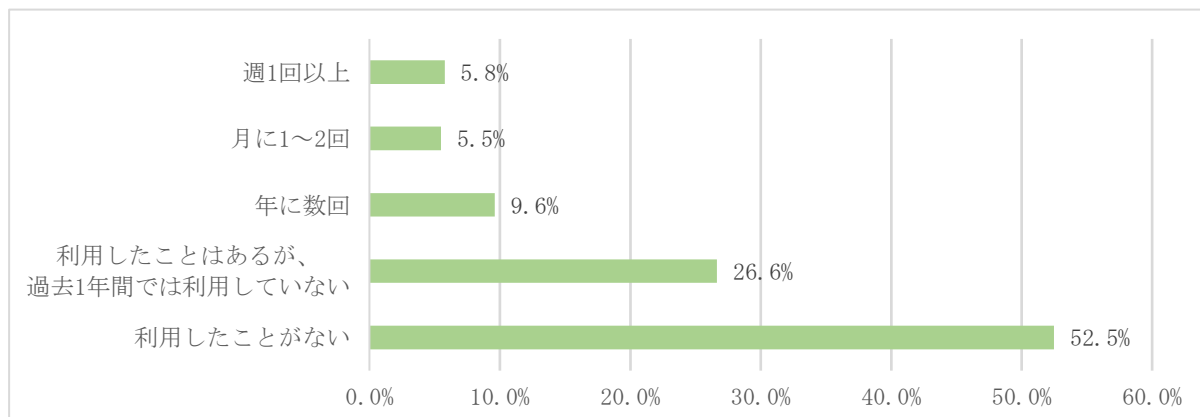


図 32 過去1年間の公共スポーツ施設の利用頻度（問 26）

また、ここ1年間で施設を利用した人が施設に対して不満を感じたか否かの問に対しては、「不満はなかった」が78.5%、「不満があった」が21.5%となっています。

(%)

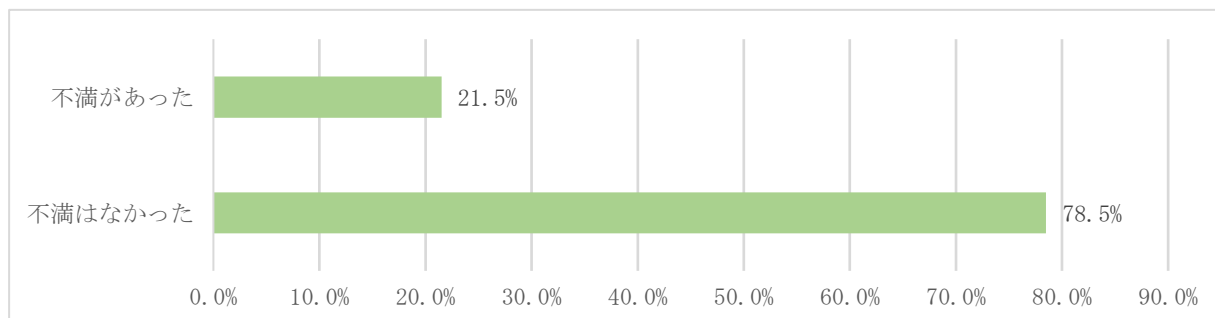


図 33 ここ1年間で公共のスポーツ施設を利用して不満があったか否か（問 27）



公共スポーツ施設の利用頻度を高めるための方策については、「施設の情報をもっと発信する」が 206 人と最も多く、次いで「施設を整備する」が 53 人などとなっています。

【複数回答】

(人)

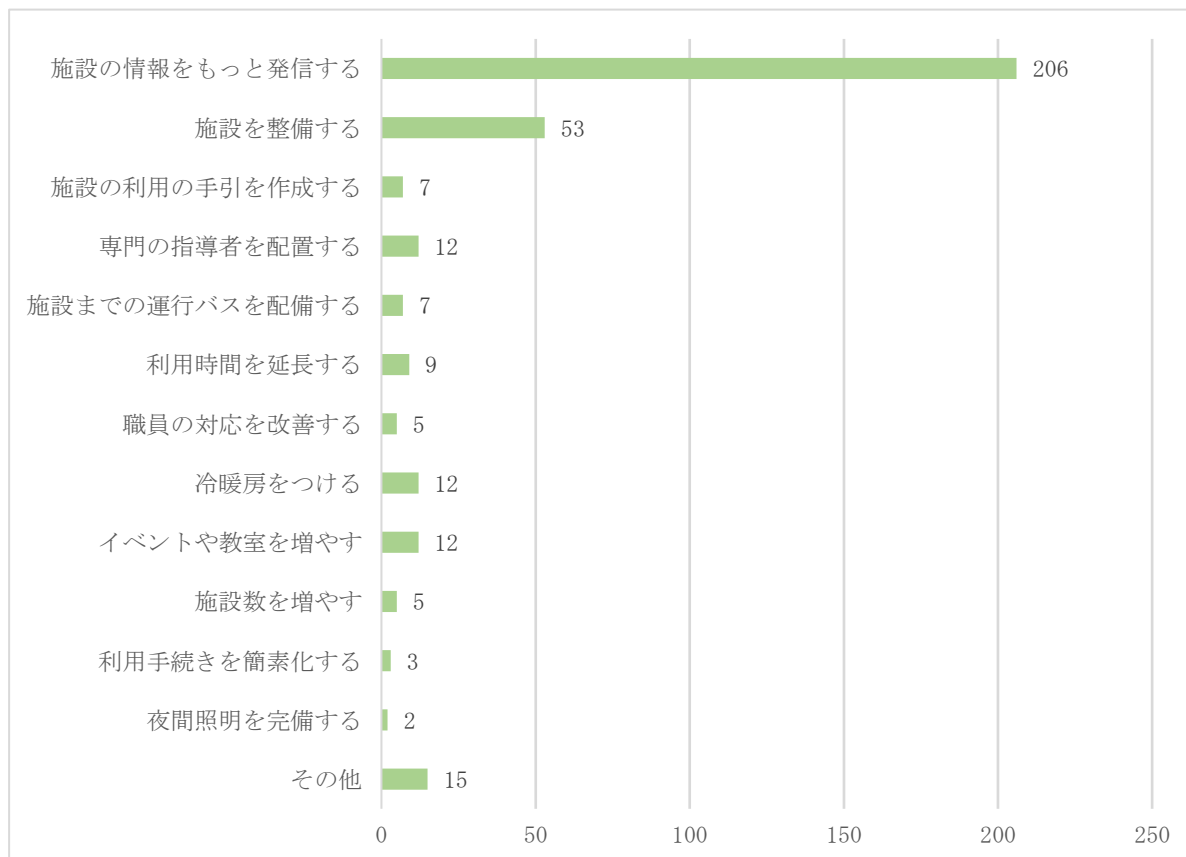


図 34 公共スポーツ施設の利用頻度を高めるには（問 28）



プロスポーツについて

続いて、プロスポーツについての結果です。

愛媛県のプロスポーツの試合を観戦したことが「ある」と答えた割合は14.1%で、市民の多くは本県のプロスポーツの試合を観戦した経験がありません。

(%)

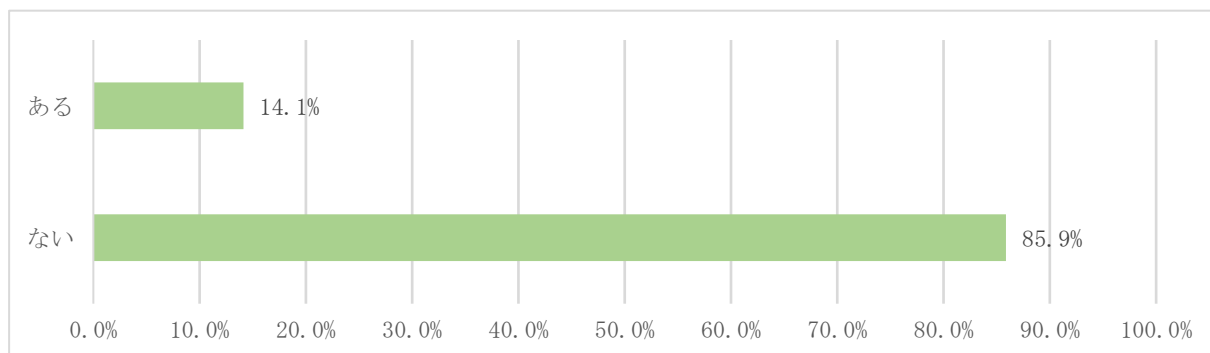


図 35 プロスポーツチームの試合を観戦したことがあるか（問 29）

プロスポーツの試合を観戦した際のチームについては、愛媛FCが40.9%と最多で、続いて「愛媛マンダリンパイレーツ」が36.4%などとなっています。

(%)

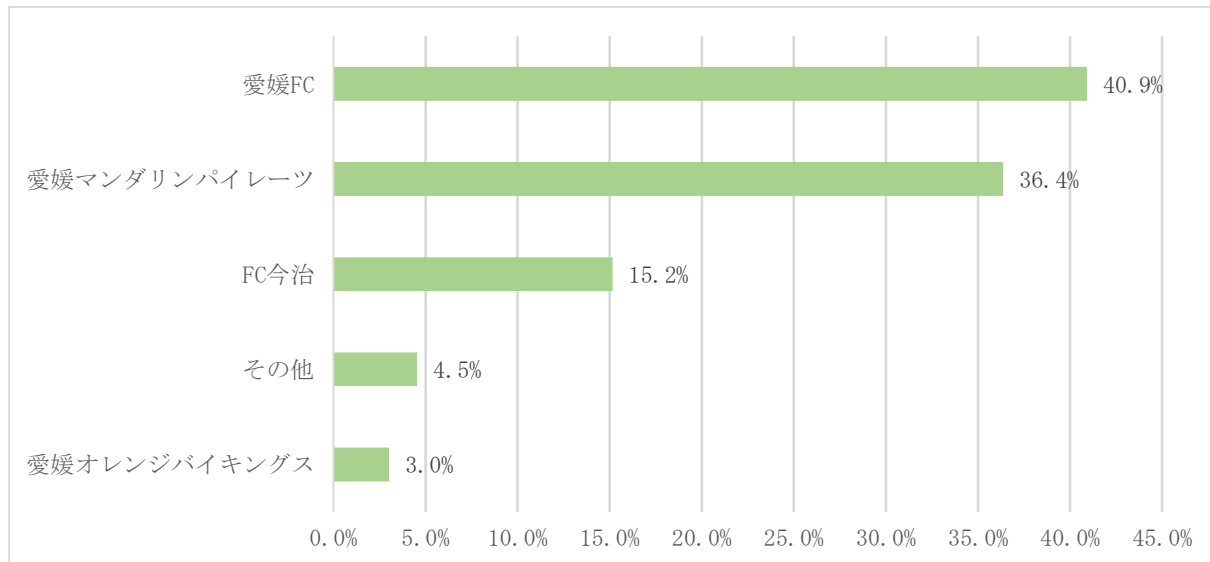


図 36 観戦したプロスポーツのチーム（問 29-1）

プロスポーツの試合を観戦したきっかけについては「地元愛媛のチームだから」との回答が30人で最も多く、「そのスポーツが好きで興味があるから」が17人で続き、次いで「チケットをもらったから」が16人などとなっています。

【複数回答】

(人)

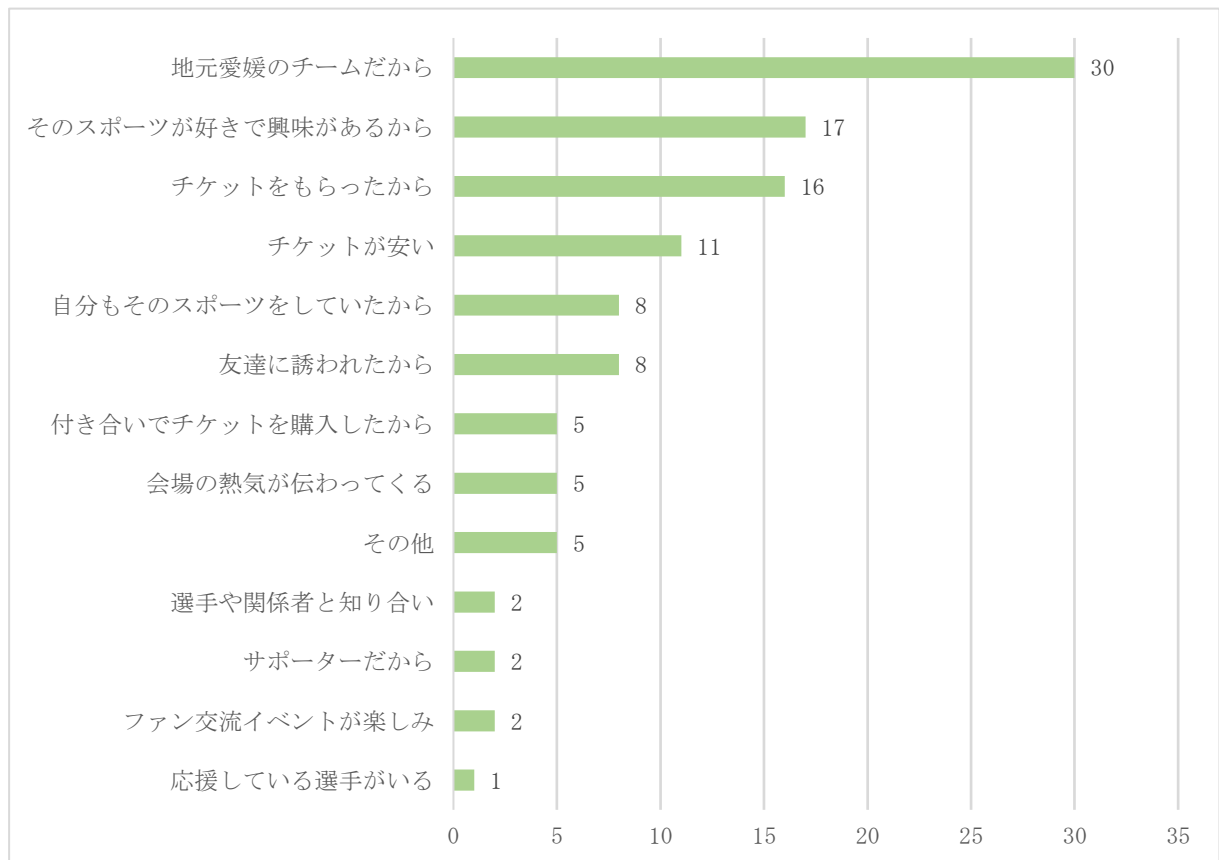


図 37 プロスポーツの試合を観戦したきっかけ（問 29-2）



一方で、プロスポーツチームの試合を観戦していない理由については、「興味がない」と答えた人が19.4%、「テレビやインターネットなどで十分に情報を得ることができるから」と答えた人が16.1%、「選手をよく知らない」と答えた人が13.8%などとなっています。

(%)

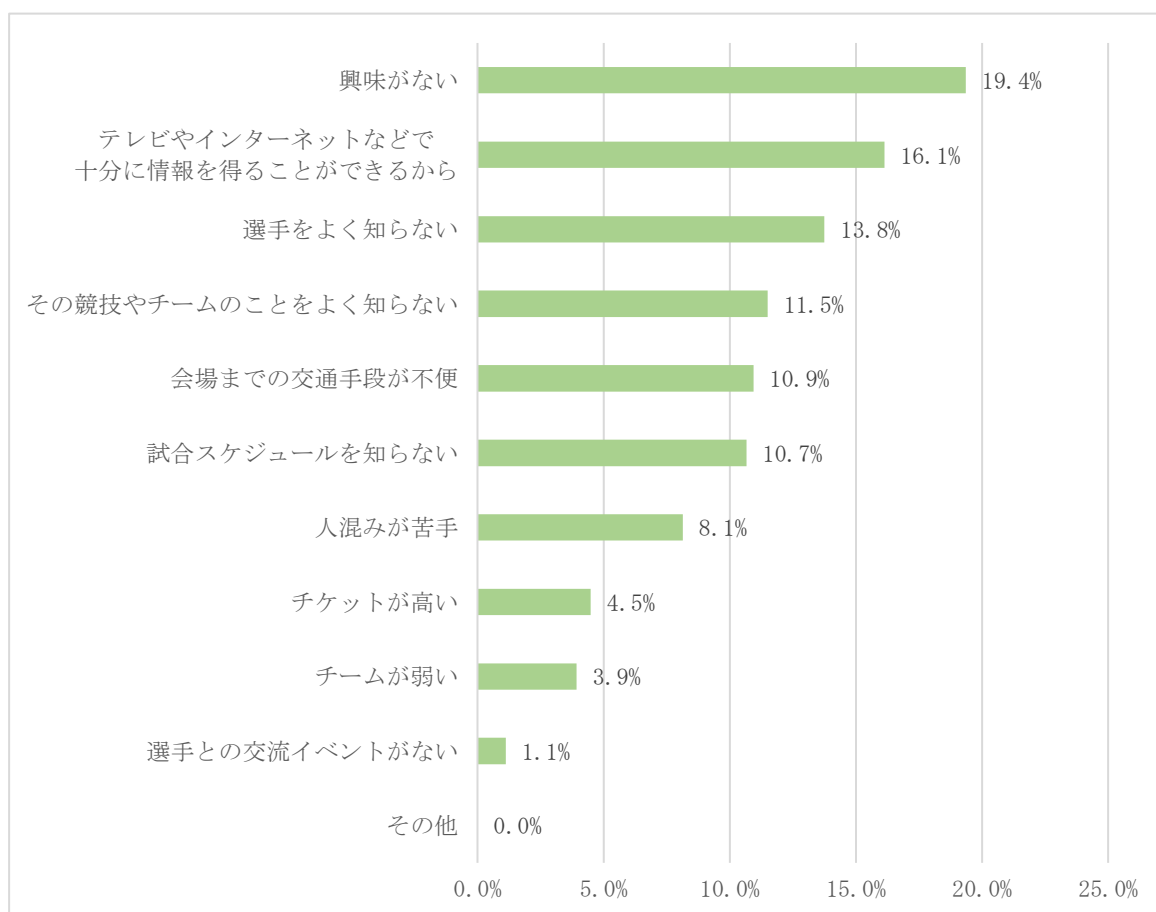


図 38 プロスポーツを観戦していない理由（問 29-3）



スポーツ行政について

スポーツ行政に望むことについては、「子どもの遊び場を作る」という回答が 68 人で最も多く、次いで「学校体育を活性化するための取り組みをする」との回答が 56 人、「スポーツ教室を開催する」が 53 人などとなっています。

(人)

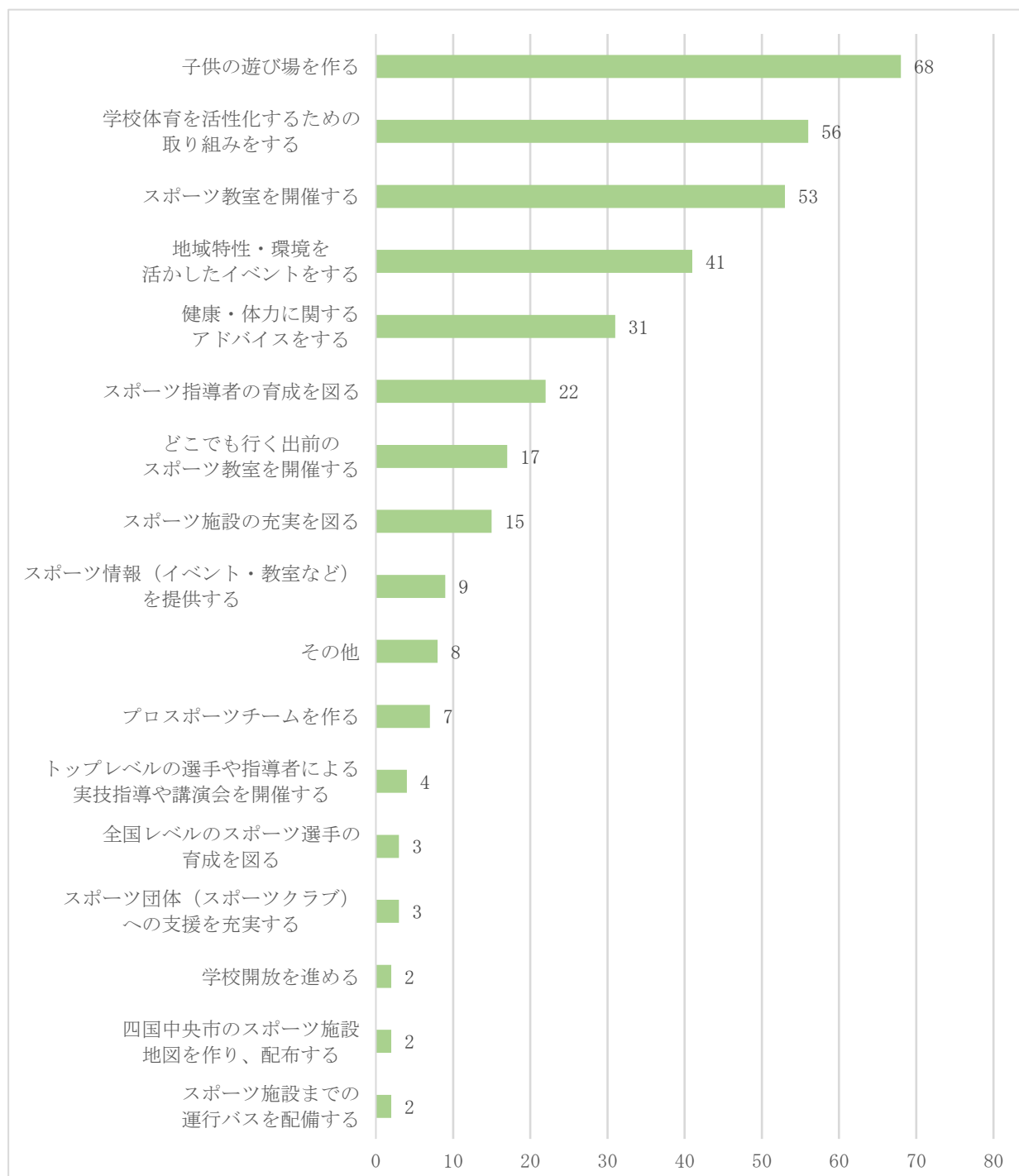


図 39 スポーツ行政に望むこと（問 30）

運動やスポーツ活動について

運動やスポーツを「するのを見るのも好き」と答えた割合は男女とも約 60%であり、また、「する方が好き」を加えた割合は男子が 88.2%、女子が 84.8%と男子がやや多くなっています。そして、「見る方が好き」と答えた割合は男女とも約 10%となっており、総じて児童・生徒は運動やスポーツを好んでいる傾向が強いと思われます。

(%)

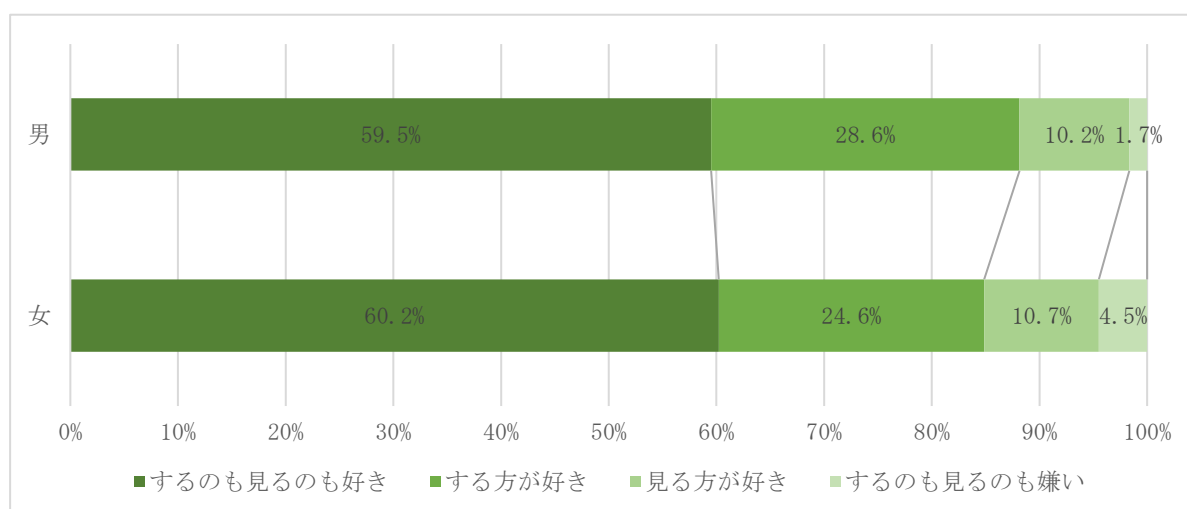


図 40 男女別運動やスポーツの好み（問 4）

一方で、運動やスポーツが嫌いな理由については、「運動やスポーツをすると疲れるから」との回答が 34.9%、「運動やスポーツに全く興味がないから」が 30.2%などとなっています。

(%)

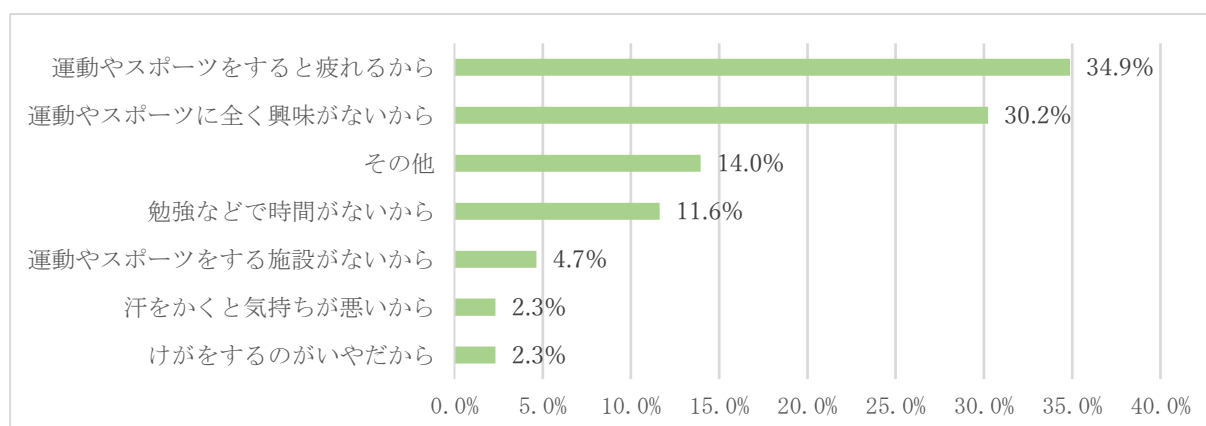


図 41 運動やスポーツが嫌いな理由（問 4-1）

体育の授業以外で行った運動やスポーツの頻度について、「週に 3 日以上」が 58.6%と最

も多く、次いで「週に1～2日」が29.3%となっており、児童生徒の運動実施率は非常に高いと思われます。

(%)

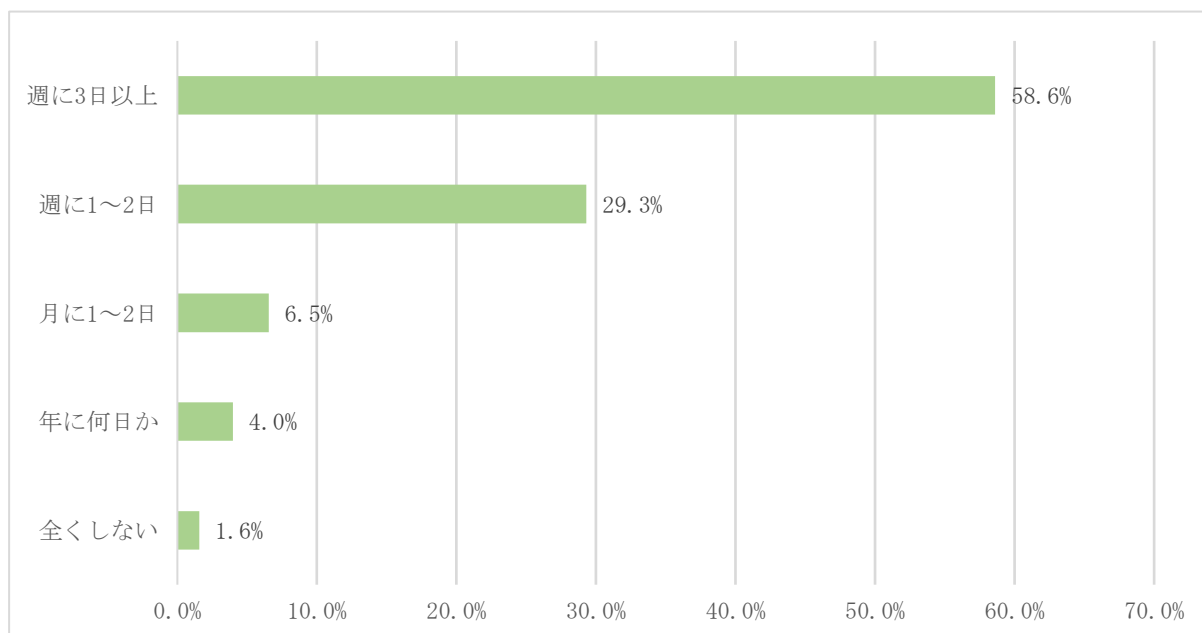


図 42 学校の体育の授業以外で、この1年間の運動やスポーツをした頻度（問5）

1回あたりの運動時間は「2時間以上」が40.0%、「1時間30分くらい」が19.3%、「1時間くらい」が20.8%で、これらを合わせた“1時間以上運動やスポーツをしている”割合は80.1%になります。

(%)

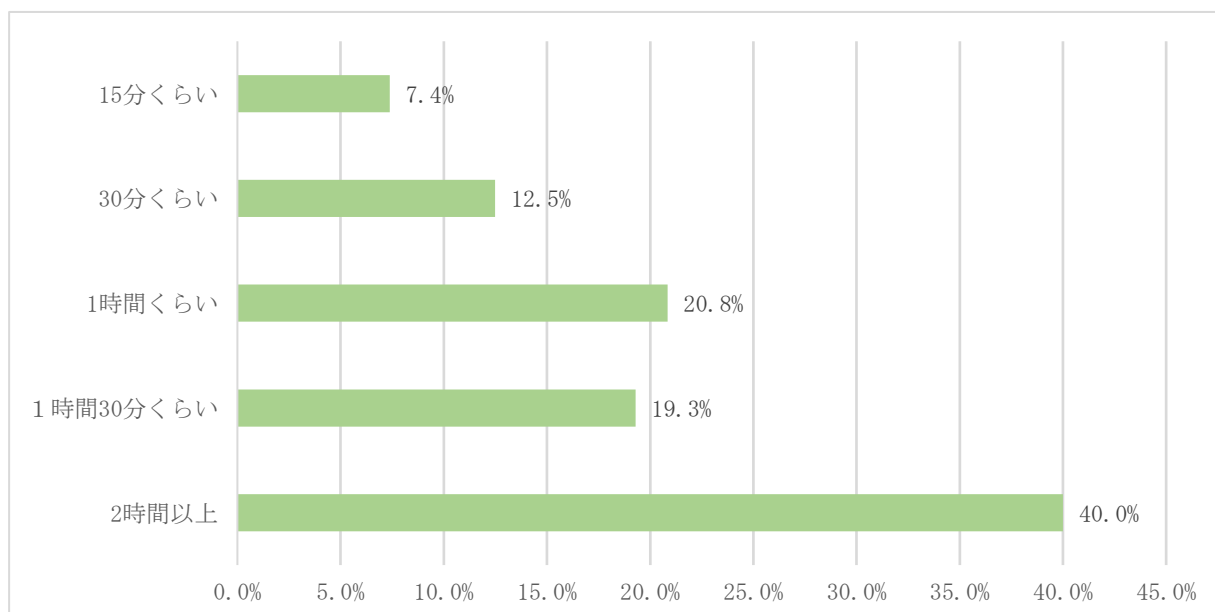


図 43 1回あたりの運動時間について（問5-1）

運動やスポーツを行う理由は、「健康・体力づくり」が27.6%、「楽しみ」が17.3%、「記録

や技能の向上」が13.6%などとなっています。

一方で、運動やスポーツを全く行わない理由は、「けがをするのがいやだから」、「運動やスポーツをすると疲れるから」、「運動やスポーツに全く興味がないから」などとなっています。

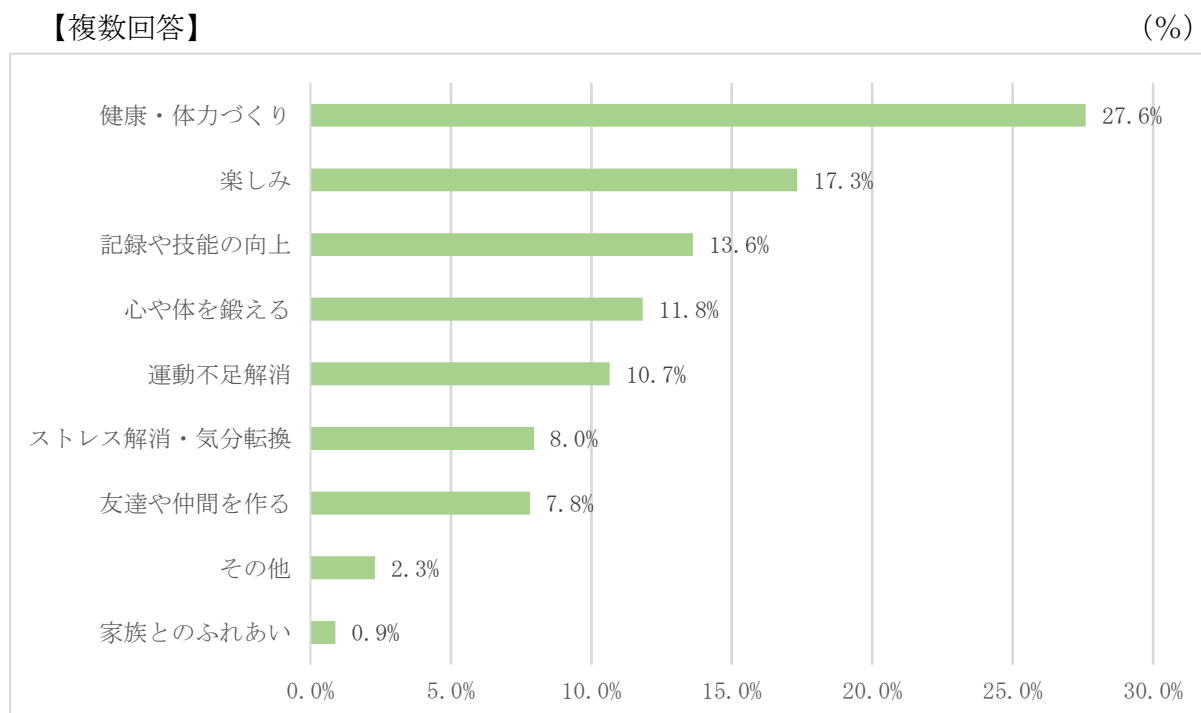


図 44 運動やスポーツを行う理由（問 5-2）



運動やスポーツクラブへの加入状況について、男子は「スポーツ少年団や地域にある団

体に入っている」が 30.8%、「学校の運動部（同好会なども）に入っている」が 29.3%、「スイミングスクール、ダンス教室などのスポーツクラブに入っている」が 22.7%となっており、女子は「入っていない」が最多で 29.4%、「学校の運動部（同好会なども）に入っている」が 25.6%、「スポーツ少年団や地域にある団体に入っている」が 24.3%などとなっています。

【複数回答】

(%)

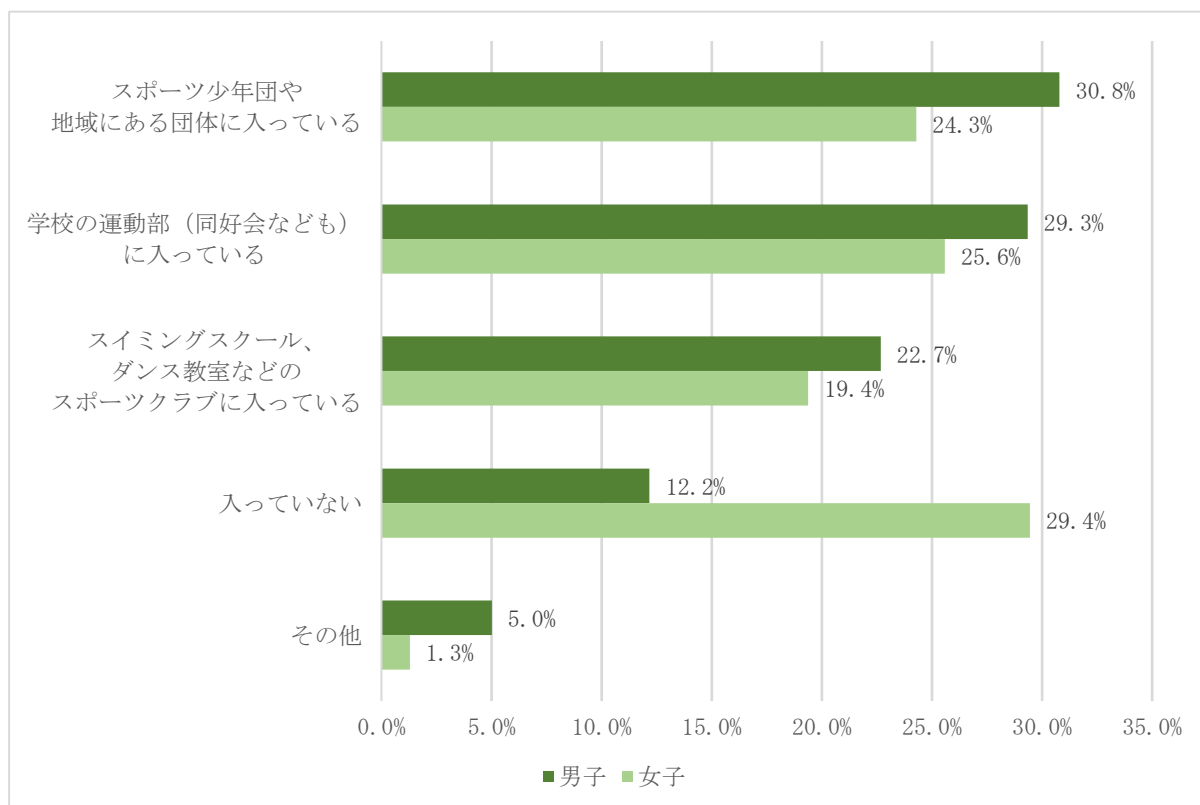


図 45 男女別運動やスポーツクラブの加入状況（問 6）



実際に行ってきたスポーツについては、「水泳」が 133 人で最も多く、「バレーボール」

が 113 人、「サッカー」が 112 人などとなっています。今後やってみたいスポーツは「バドミントン」が 194 人、「テニス・ソフトテニス」が 130 人、「バレーボール」が 123 人などとなっています。

【複数回答】

(人)

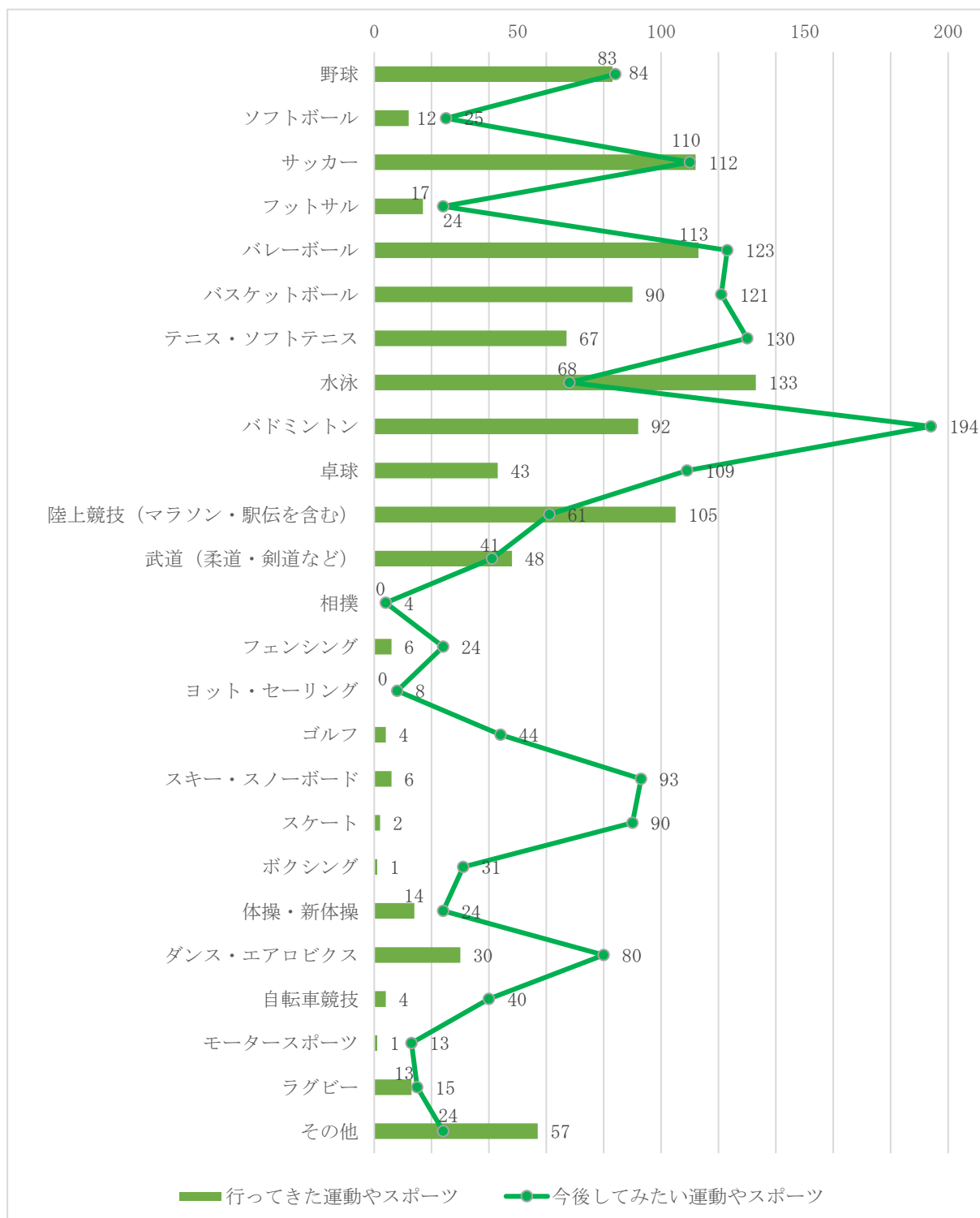


図 46 児童生徒のスポーツ経験と今後実施してみたいスポーツ (問 7&問 8)

児童生徒が実際に行っている種目と今後やってみたい種目が異なる理由は、「他の習い

事で時間がないから」や「たくさん既にやったから」、「楽しそうだし兄が部活でやっているから」など「その他」と回答した割合が 39.1%と最も多く、次いで「学校にその部活動がないから」が 24.7%、「近くにやりたい種目のスポーツクラブがないから」が 18.6%などとなっています。

(%)

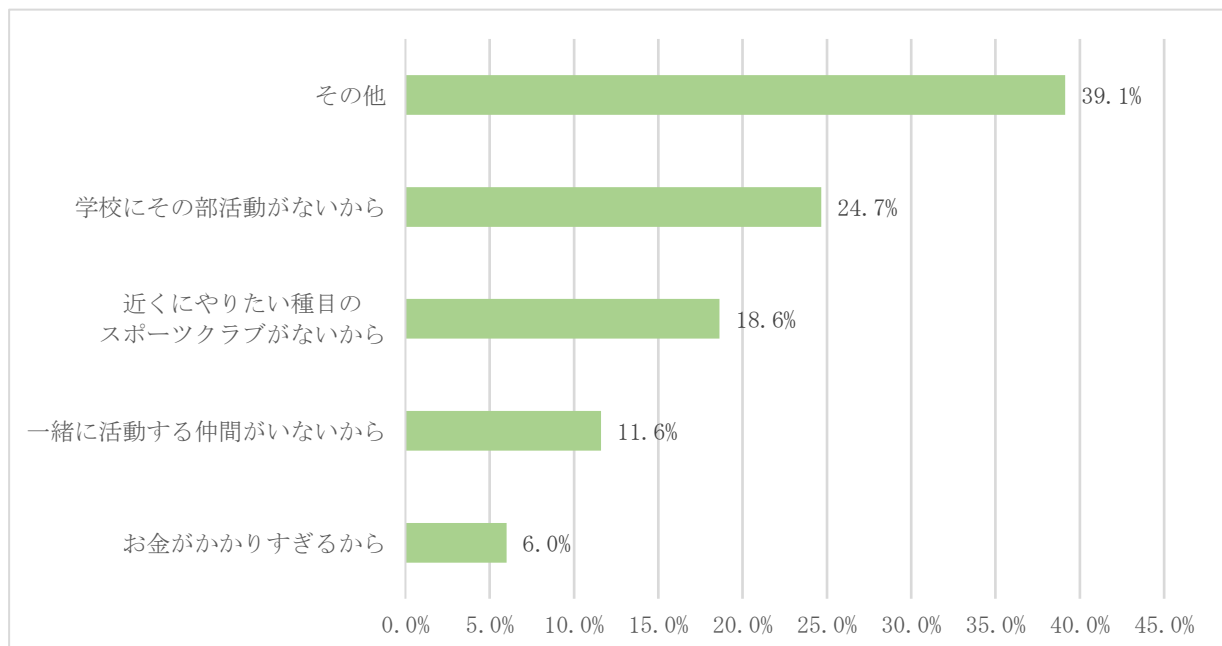


図 47 今やっているスポーツと今後してみたいスポーツが異なる理由（問 9）



児童生徒が観戦しているスポーツは、「野球」が 364 人、「バレーボール」が 208 人、「陸上競技（マラソン・駅伝を含む）」が 182 人で上位回答となっています。今後観戦してみたいスポーツは、「野球」が 163 人、「サッカー」が 158 人、「フットサル」が 154 人で上位回答となっています。

【複数回答】

(人)

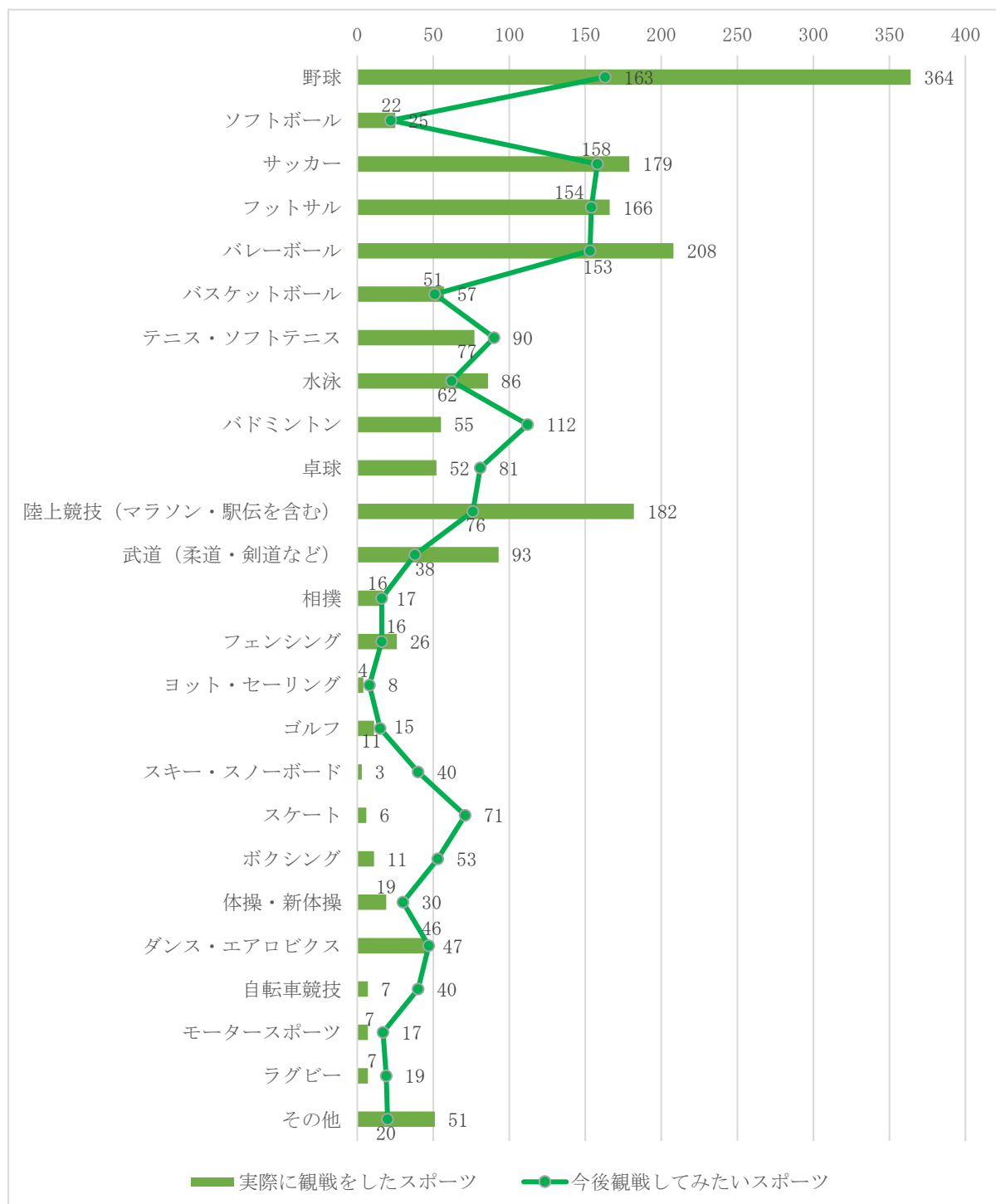


図 48 児童生徒のスポーツ観戦経験と今後観戦してみたいスポーツ（問 10&問 11）

お子様の運動やスポーツについて

お子様にどのくらいの頻度で運動やスポーツをさせますかという問いに対しては、「毎日」と答えた割合が 11.2%、「週に 3 日以上」との回答が 40.2%、「週に 1～2 日以上」が 35.6%、「全くさせない」との回答は 7.7%となっています。

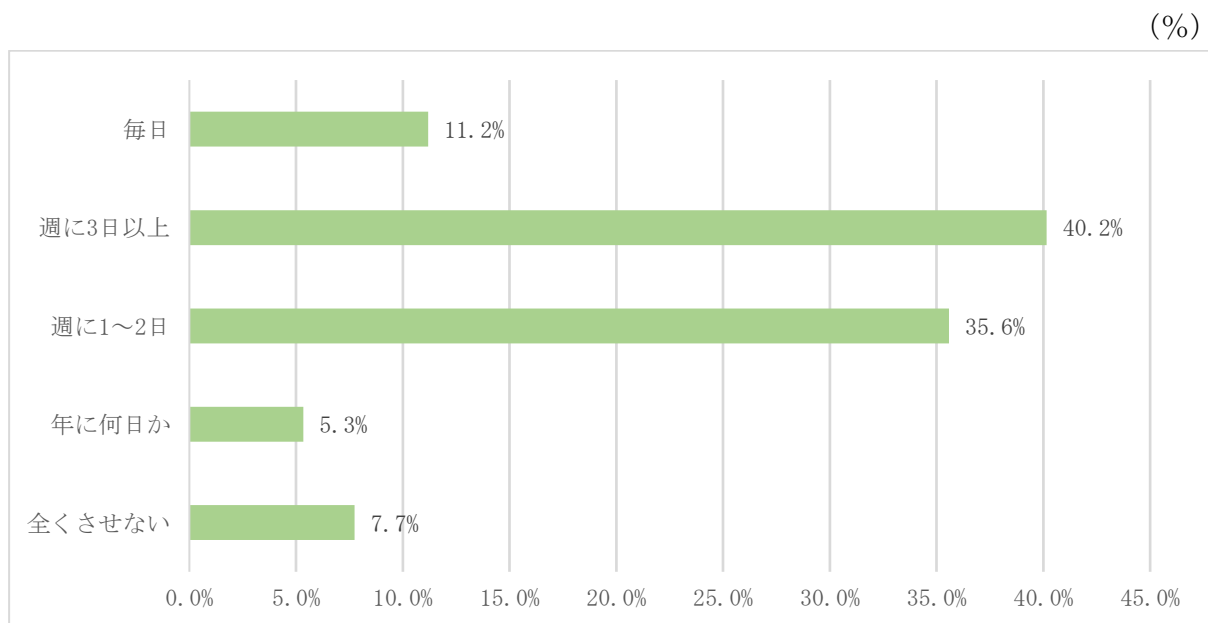


図 49 お子様にどのくらいの頻度で運動やスポーツをさせますか（問 16）

子どもの 1 回あたりの運動時間は「2 時間以上」が 38.0%、「1 時間 30 分程度」が 22.7%、「1 時間程度」が 28.3%となっています。

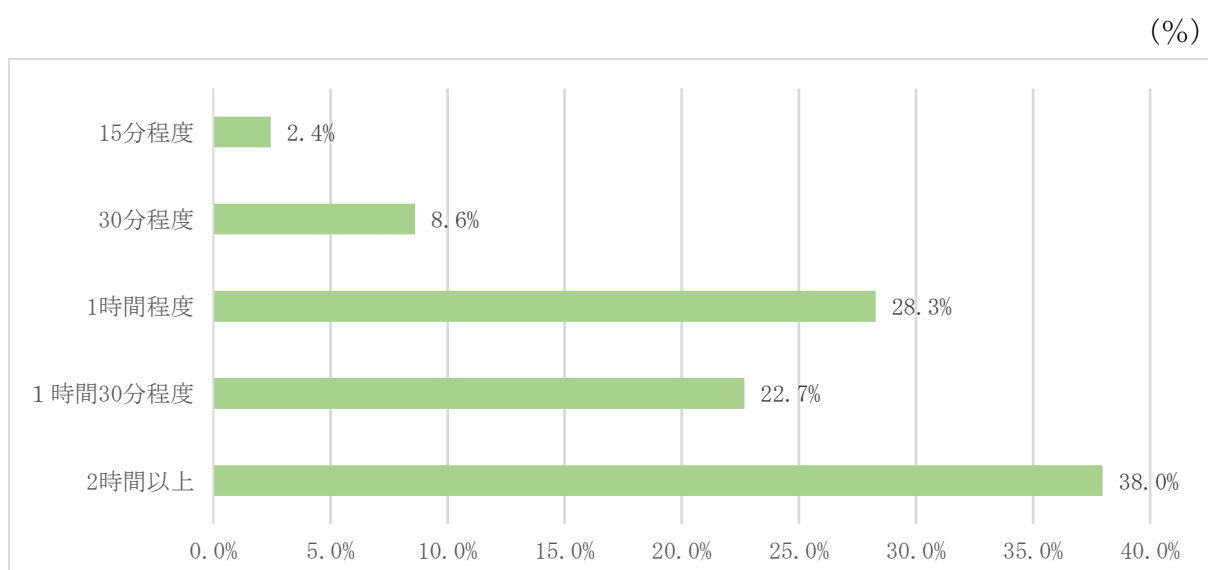


図 50 1 回あたりの運動やスポーツの時間（問 16-1）

子どもに運動やスポーツをさせる理由は、「基礎体力をつけるため」が 38.2%、「友だちづくり、友だちと仲良くするなど、社会性を身につけるため」が 28.2%、「運動能力を向上させるため」が 17.9%などとなっています。

(%)

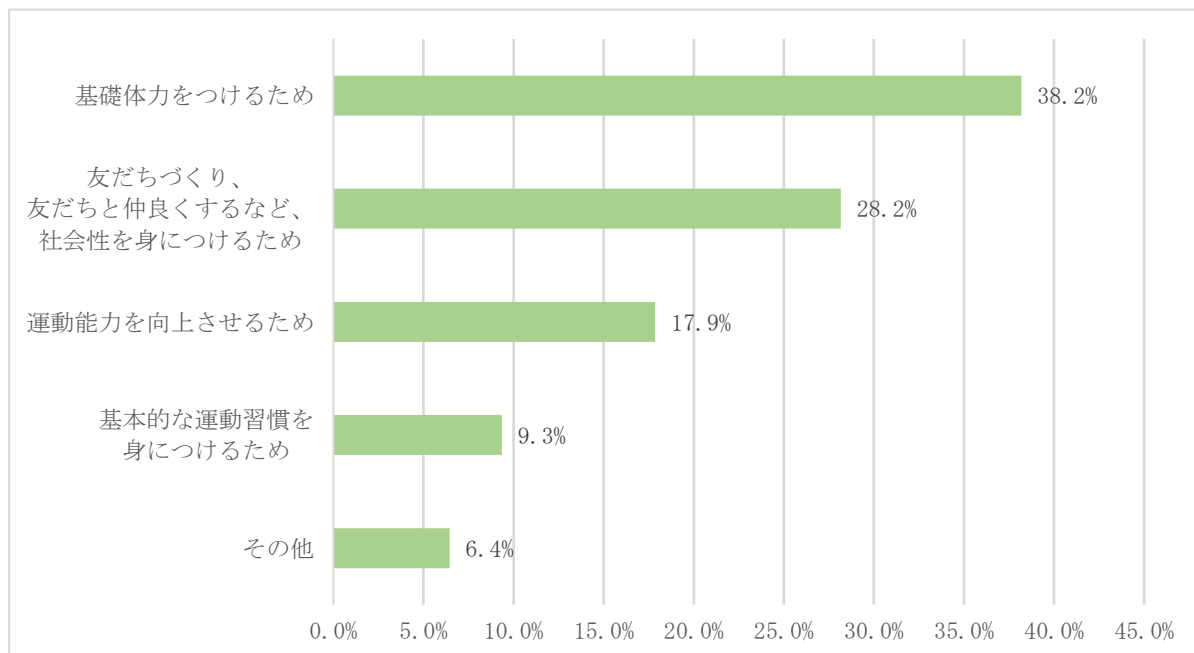


図 51 子どもに運動やスポーツをさせる理由（問 16-2）

子どもが運動やスポーツをする場所は、「学校」が 47.1%で最も多く、次いで「スポーツクラブ施設」が 19.4%、「市の体育施設」が 12.0%などとなっています。

(%)

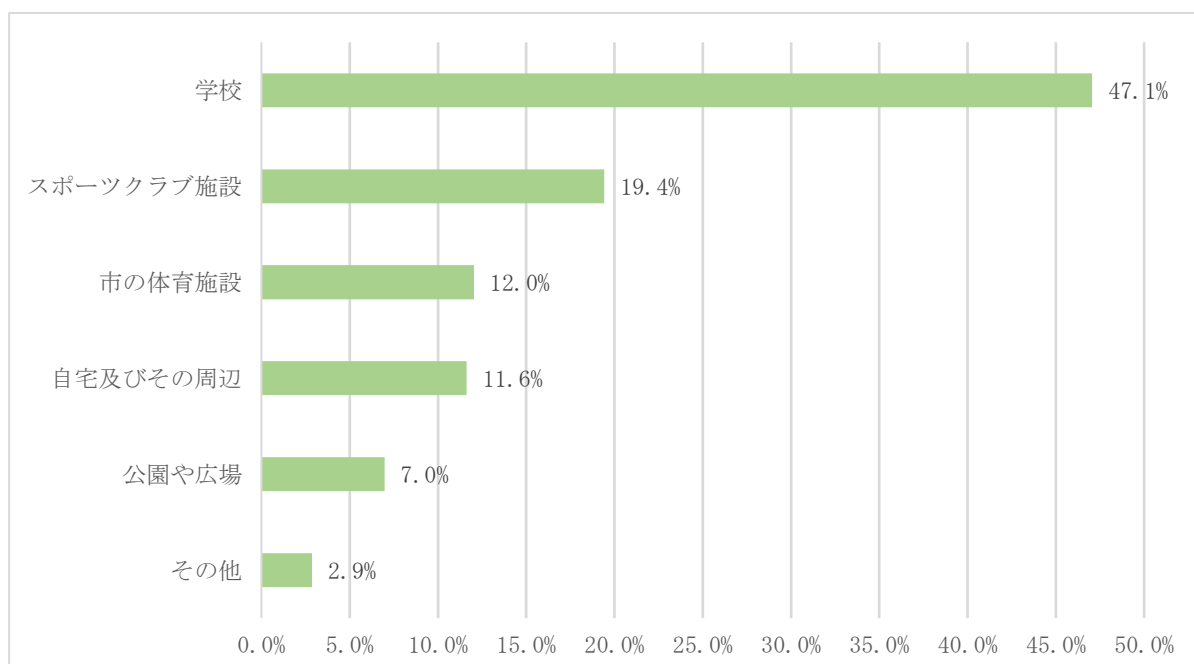


図 52 子どもに運動やスポーツをさせる理由（問 16-3）

運動やスポーツをする場所までの移動手段については、「自動二輪車・自動車」が 404 人、「自転車」が 156 人、「徒歩」が 144 人などとなっています。

(人)

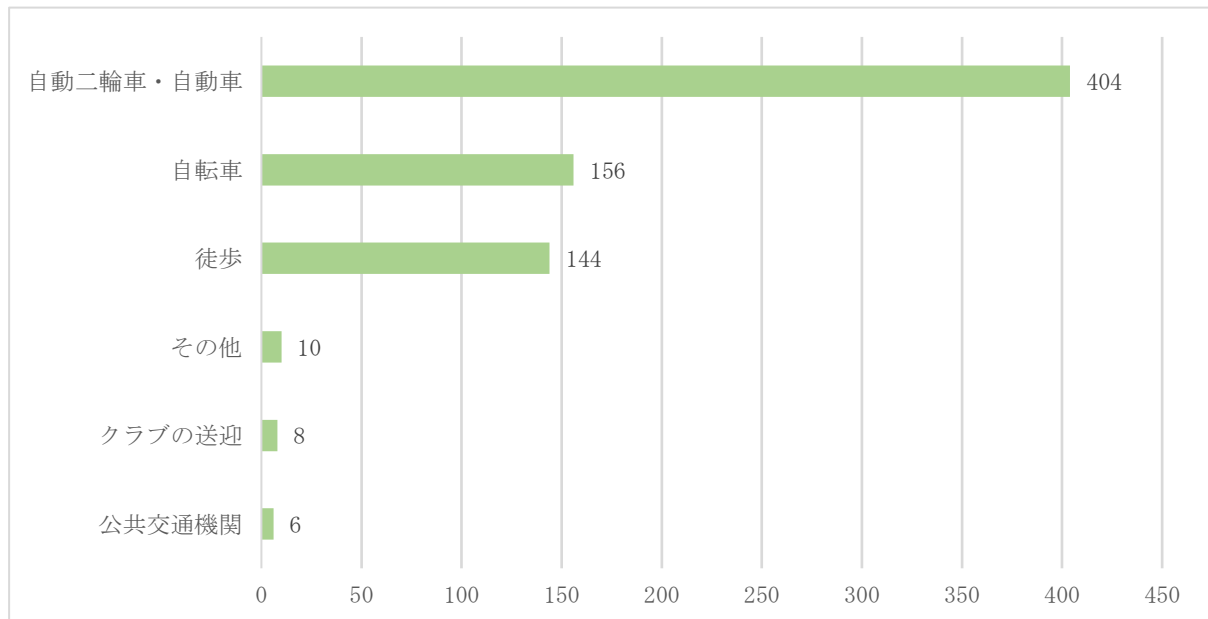


図 53 お子さんが運動やスポーツをする場所までの主な移動手段（問 16-4）

子どもに運動させるためにしている主な工夫については、「スポーツクラブや教室に加入させ、運動や外遊びに興味を持つ機会を作っている」という回答が 55.9%で最も多く、次いで「テレビやゲームは時間を決めてするようにし、外で遊ぶ機会を作っている」が 18.1%を占めるなど、外で遊ぶ機会を積極的に設けることで運動をするきっかけ作りとしているようです。

(%)

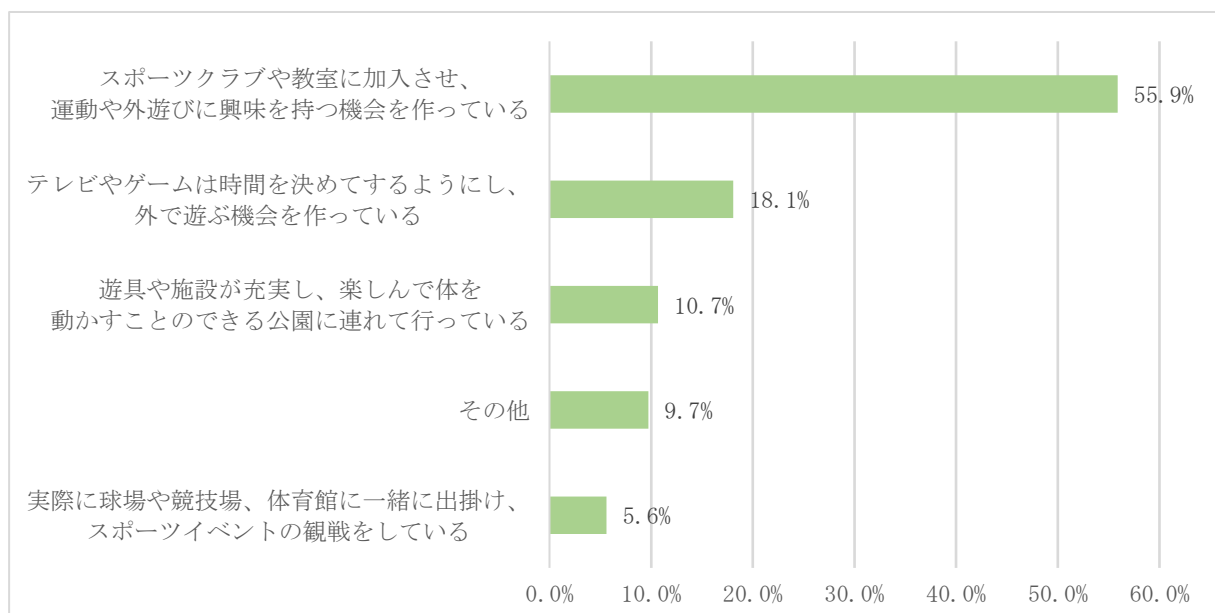


図 54 運動やスポーツをさせるために主に工夫していること（問 16-5）

子どもに運動やスポーツをさせるうえでの課題は、「保護者が忙しく、一緒について行くことができない」との回答が24.2%と最多で、「近くに場所がない」が21.4%、「テレビやゲームに熱中して外で遊びたがらない」が14.4%などとなっています。

【複数回答】

(%)

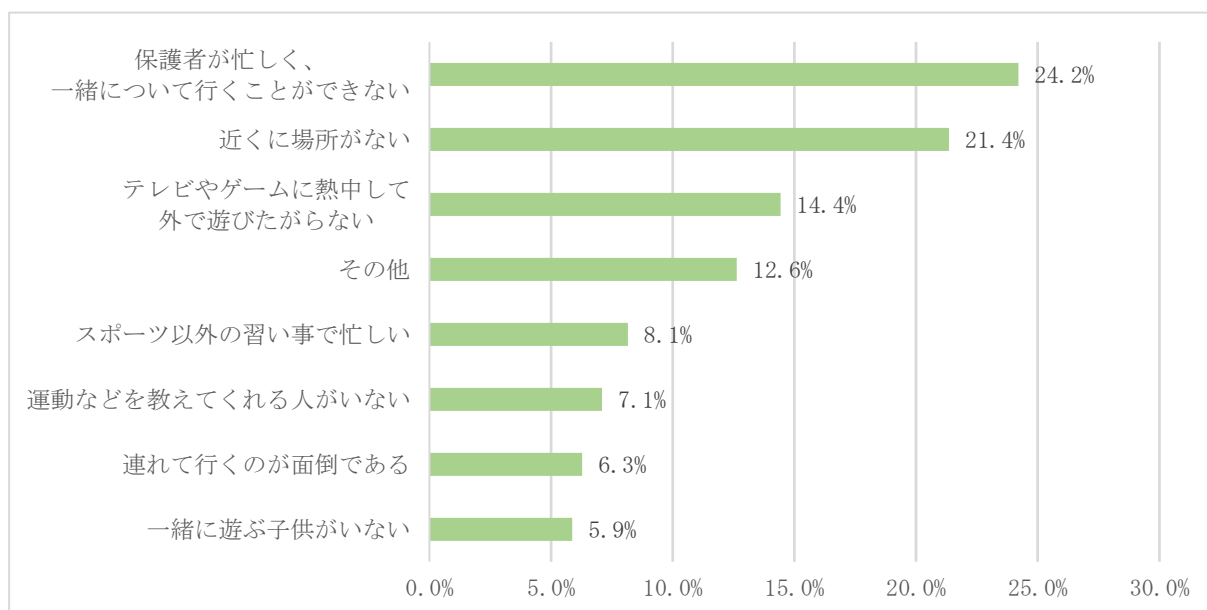


図 55 お子様にスポーツをさせるうえでの課題（問 17）

学校に競技の専門的な知識をもった教職員がいない場合に、地域の専門的な知識をもった人に指導してもらいたいという問いに対しては、「指導してもらいたい」との回答が61.0%となっており、その約半数にあたる29.6%が「学校の方針に従う」と回答していますが、専門的な知識をもった人材へのニーズが高いことがわかります。

(%)

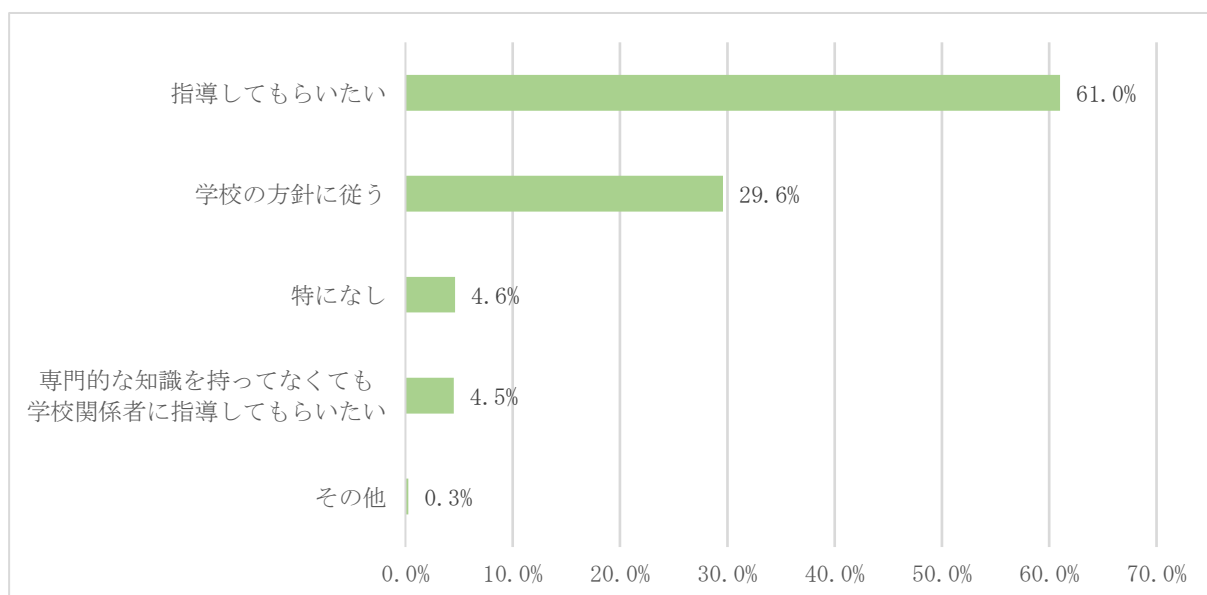


図 56 地域の専門的な知識をもった人に指導してもらいたい（問 18）

子どもの運動・スポーツ向上のために行政にして欲しいことについては、「体育館や公園などの整備やそれらの機能の充実」との回答が26.1%で最も多く、「運動（スポーツ）指導者の派遣や紹介」が20.9%で続き、「運動クラブなどの充実」が15.6%、「誰でも参加できるレクリエーション的なイベントの開催」が12.6%などとなっています。

【複数回答】

(%)

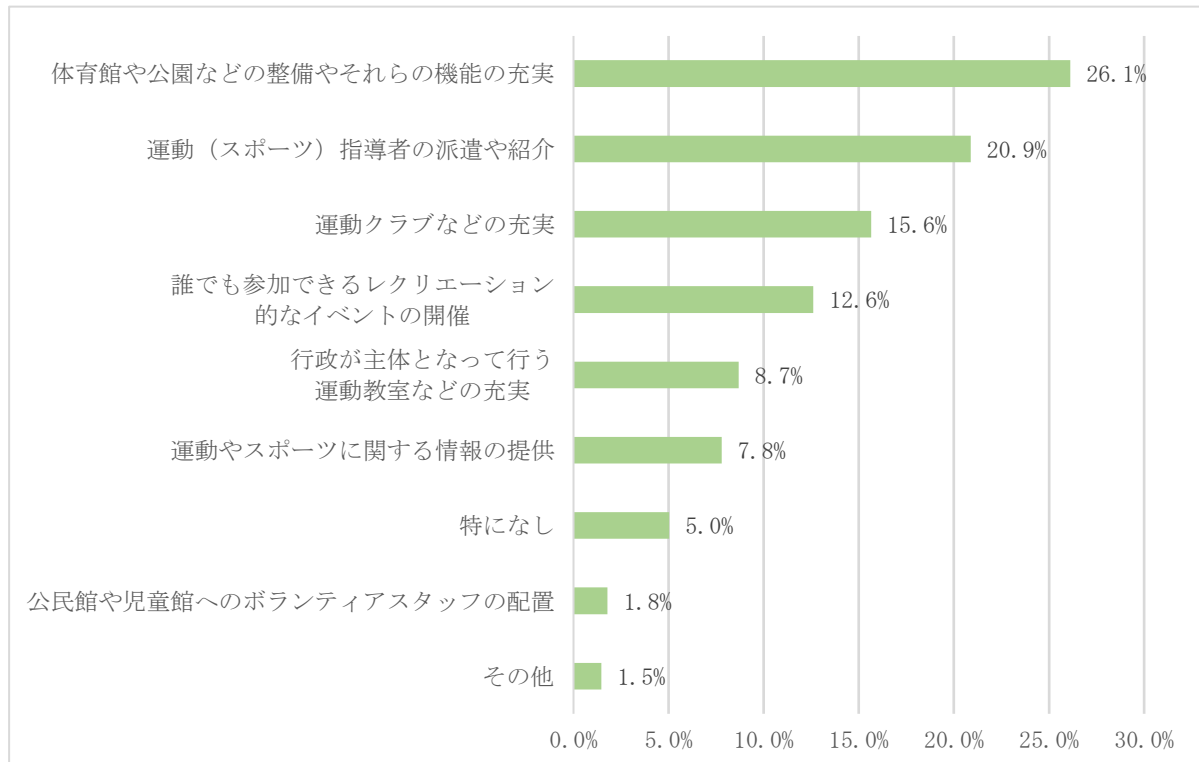


図 57 子どもの運動・スポーツ向上のために行政にして欲しいこと（問 19）



第3章 基本理念と基本目標

これまでアンケート調査の結果を通じて本市におけるスポーツの現状や課題について整理してきました。その中には「過去1年間に運動・スポーツを全くしなかった」という回答や「スポーツをするきっかけがない」などが課題としてあげられており、また、「施設の情報をもっと発信する」や「体育館や公園などの整備やそれらの機能の充実」といったスポーツを実施する上で、ソフト・ハード両面に関するニーズが高いことが分かりました。こうした本市におけるスポーツに関する諸課題の改善を目指し、以下のとおり基本理念と基本目標を定めます。

1 基本理念

市民一人ひとりが自分に合ったスポーツに取り組むことを通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、幼児期の運動遊びから、学校における体育や部活動、仲間とのサークル活動、公民館等の身近な場所で行う体操など、あらゆる人があらゆるところで気軽に運動やスポーツに親しめるまちづくりを推進するため「**スポーツを通じた健康な人づくり・まちづくり**」を基本理念として定めます。

2 基本目標

基本理念をもとに、四国中央市総合計画後期基本計画に定められているスポーツに関する施策を具体的に取り組むため国・県の計画と整合性を保ちつつ、基本的事項やその他必要事項について体系的に整理して4つの基本目標を定めます。

基本目標1 生涯スポーツの推進

生涯にわたって、ライフステージに応じたスポーツに取り組める環境整備に努めます。

基本目標2 スポーツに親しむきっかけづくりとスポーツまちづくり

スポーツに親しむきっかけづくりの提供およびスポーツを通じたまちづくりに努めます。

基本目標3 競技スポーツの振興

競技人口の拡大による底上げを図るとともにアスリートや競技団体の支援に努めます。

基本目標4 施設の更なる利用促進と維持管理について

スポーツ施設の利活用の促進および利用者の利便性を考えた維持管理に努めます。

第4章 基本施策

基本施策1 《生涯スポーツの推進》

人生100年時代と言われる今日において、より長く健康で生き活きと暮らすために、あらゆる人々が世代や障がい等を越えてスポーツに親しむ環境整備を推進します。

(1) 子どもの運動・スポーツ推進

生涯スポーツの推進にあたっては、小さい頃から運動する習慣を身につけることが大切です。幼少期は遊びを通して運動習慣を身につけられるように、保護者と一緒に楽しめる教室やイベントの拡充を図ります。運動習慣の定着という点において、少年期は非常に重要な時期であり、基礎体力や運動能力の向上のために、アンケート調査でも要望の多かった学校体育の充実やスポーツ少年団活動支援に取り組みます。

主な取組

- ①子どもが楽しみながら体を動かすことができる遊びの場づくりを推進します。
- ②幼児期運動方針にのっとり、保育園等で主体的に体を動かす身体活動の機会の確保に努めるとともに、スポーツ協会と連携し、幼児の体力向上や心身の発達を促す事業の推進に取り組みます。
- ③スポーツを幅広く体験するイベント等を実施し、自分の興味にあったスポーツに出会うきっかけづくりとするとともに、保護者も一緒に楽しめる行事の実施を推進します。
- ④スポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進するため、少子化に伴う部員減少等によるスポーツ少年団や部活動の諸課題を整理します。

(2) 成人のスポーツ推進

成人期は、ライフステージの変化(就職、結婚、育児等)によりスポーツ活動から離れがちになるため、個人の体力や生活のリズムに合わせて、気軽にスポーツに取り組める機会を提供し、スポーツ活動の定着化・日常化を支援します。また、運動不足による生活習慣病のリスクの高まりが懸念される時期でもあるため、身近な場所で日常的にスポーツに取り組めるような環境づくりを推進します。

主な取組

- ①指定管理者等と連携し、仕事帰りに運動・スポーツに取り組める夜間スポーツ教室の開催や、学校体育施設等の夜間開放を推進します。
- ②子育て世代のスポーツ実施率向上を目指し、子どもと一緒に参加できる教室やイベントの開催を推進します。

- ③成人を対象とした体力テストを実施し、日常的に運動・スポーツをするきっかけづくりを行い、生活習慣病の予防や運動不足の解消による健康なひとづくりを推進します。

(3) 高齢者のスポーツ推進

生活習慣病や介護予防、また身近な場所で気の合う仲間との交流による生きがいづくりなど高齢者が健康で生き活きと過ごすために、運動・スポーツが果たす役割は大きいと思われます。

年齢を重ねても健康で過ごすことができるまちを目指して、誰もが無理なく楽しめる教室・体力づくり等の機会の充実を図ります。

令和5年10月に愛媛県で開催予定のねんりんピックで、当市はふれあいラグビーフットボール（スポーツ交流大会）の開催地となっています。高齢者が生きがいを持って長く健やかに過ごせるように、様々な面から高齢者のスポーツ推進に取り組みます。

主な取組

- ①介護予防を目的とした身近な場で行える体操や集いの場づくりを推進します。
- ②地域や福祉関係機関等と連携し、地域で行っている軽スポーツ教室、ペタンク大会等多様な地域交流事業を奨励し、高齢者のスポーツ活動参加を推進します。

(4) 障がい者のスポーツ推進

障がいのある人にとって、スポーツは健康維持やリハビリテーションの一助になるとともに、社会参加や交流促進につながるなど重要な役割を果たしています。東京2020パラリンピックの開催により障がい者スポーツへの関心が高まっている今、この機をとらえて、一人一人の状況に応じてスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ活動を支援するとともに指導者の育成や施設のバリアフリー化等を進め、スポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。

主な取組

- ①福祉関係機関や関係団体等と連携・協力して、障がい者の生涯を通じた運動・スポーツ活動の場の充実を図ります。
- ②障がい者スポーツ指導員を招いてのストレッチ教室の開催など、運動やスポーツ活動の支援を通じて、身体を動かす楽しさや喜びを感じられる取り組みを推進します。

基本施策2 《スポーツに親しむきっかけづくりとスポーツまちづくり》

新型コロナウイルス感染症の影響により地域を拠点としたスポーツ団体による行事は中止や延期が相次ぎ、住民同士の交流の場でもある地域スポーツの後退が懸念されます。地域スポーツの推進には、ボランティアをはじめスポーツを「支える」存在が欠かせませんが、アンケート調査の結果において、ボランティアに参加しない主な理由として「どのように参加したらよいか分からない」との回答が多かったことから、情報発信等を通じてボランティアに参加しやすい環境整備に努めます。

また、スポーツがもたらす一体感は地域の連携強化や活性化につながる可能性を秘めており、スポーツを通じて人々がつながり合う地域づくり・まちづくりを推進します。

(1) 運動・スポーツに親しむ機会の充実

様々な年代やライフスタイルに応じて気軽に参加できるようなスポーツイベントや教室等の実施や開催支援により、あらゆる層の市民がスポーツに触れる機会が提供できるよう努めます。また、公民館など身近な場所での教室等の開催や、初心者でも取り組みやすい種目の大会の開催など、スポーツに親しむきっかけづくりに取り組みます。

主な取組

- ①地域の運動・スポーツに関する団体と連携したスポーツイベントを開催し、広く市民が参加できる機会の提供及び普及啓発を行います。
- ②ウォーキングなど健康志向の市民ニーズに合ったスポーツ教室や健康づくり、体力の向上につながるイベントや大会などの開催を推進します。
- ③大会主催者等が老人クラブや婦人会をはじめ地域の各種団体等と連携し、地域住民が、競技運営に関わる取り組みを進め、スポーツボランティアの認知度向上や成り手不足解消に努めます。
- ④日本スポーツ協会が推進する総合型地域スポーツクラブ等に対する様々な施策について愛媛県や関係機関と連携して地域スポーツの課題に取り組みます。

(2) スポーツ施設およびイベントに関する情報発信

アンケート調査において「運動やスポーツを全くしなかった理由」として「やりたいがきっかけがない」との回答が約12%となっており、スポーツをしたい人がスポーツに親しむきっかけとなるような初心者向けの教室の開催やスポーツ施設の情報提供に努めます。

主な取組

- ①指定管理者と連携し、施設情報やスポーツ情報のタイムリーな発信のためホームページや広報誌の充実を図ります。

- ②四国中央市公共スポーツ施設予約システムの更新を行い、よりスポーツ施設を利用しやすい環境づくりを推進します。

(3) プロスポーツ観戦機会の提供

プロスポーツや各種スポーツ大会の試合を観戦することや、トップアスリートのレベルの高いプレーを間近に見ることは、スポーツへの興味や関心を高め、自らも高いレベルを目指したいというモチベーションにつながります。

愛媛県プロスポーツ地域振興協議会等と連携し、プロスポーツの観戦機会の提供や支援に取り組みます。

主な取組

- ①愛媛マンダリンパイレーツの公式戦等の開催について球団や市スポーツ協会と連携し、プロスポーツにふれる機会を提供します。
- ②高校生以下が無料で愛媛FCの試合を観戦できるマッチシティやFC今治のマッチデーシティの開催等プロスポーツ観戦を通じたスポーツに親しむ機会の創出を推進します。

(4) スポーツまちづくり

スポーツには、見る人々に感動を与えたり、一致団結して同じ目標に向かって人をひとつにする不思議な力があります。そんなスポーツが持つ力を活かし、スポーツを通じた世代間・地域間など人的交流の促進による地域の活性化やまちづくりに取り組みます。

主な取組

- ①マラソンや駅伝競技など選手のひたむきに走る姿が見る人にも勇気や感動を与え、大会の開催を通じて地域や人々の一体感の醸成を図ります。
- ②スポーツ活動や各種教室で磨いた日頃の成果を披露する場の提供に努め、スポーツに対するモチベーション向上を図り、スポーツ活動を通して市民がつながり合うスポーツまちづくりを推進します。
- ③愛媛国体（H29）や愛媛県クラブ対抗駅伝（R4.3 開催予定）の開催に続き、四国総体 2022（R4.7 開催予定）やねんりんピック愛媛のえひめ 2023（R5.10 開催予定）など当市での大規模大会の継続的開催を地域の活性化につなげます。
- ④当市の活性化につながる地の利を活かした広域的な大会等の開催促進についての検討を行ないます。

基本施策 3 《競技スポーツの振興》

競技スポーツは、挑戦する人々の意欲をかき立て、見る者へ感動を与えてくれます。また、市内で活動するチームや学校の各種大会における活躍は、市民としての誇りや郷土愛を育むことにつながります。そのためには、競技人口の拡大や競技力の向上が重要であり、大会や試合を通じて上達や成長を実感する機会を増やす取り組みなど競技スポーツの振興を目指します。

(1) スポーツ団体の組織充実・競技力向上のための取り組み

スポーツ関係団体の運営にあたっては、活動費等の支援や指導者等の人材の充実を図るとともに、新規の参加や世代交代による活性化に取り組みます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催によるスポーツに対する関心の高まりを競技人口の拡大に繋げ、競技力向上を目指します。

主な取組

- ①市民の体力向上及びスポーツ人口の底辺拡大を図るため、市内を拠点に活動する各種スポーツ団体の活動支援を推進します。
- ②競技スポーツのレベルアップを図るため、全国大会等に出場するチームや団体の活動支援を推進します。
- ③全国大会で活躍した個人や団体や、社会スポーツ行事の運営について市民の模範となるボランティア活動を長年にわたって行う団体を表彰するなど、顕彰制度の充実を図り競技者及びスポーツボランティアの意欲向上を推進します。

(2) 競技スポーツ振興のための指導者育成の取組

市スポーツ協会や関係団体等と連携して研修会などを開催し、指導者の専門性を高めるとともに、資質の向上を図る機会の提供に努めます。また、各種大会で活躍できるアスリートや指導者の育成を目指し、各競技団体と連携し各チーム・選手の育成強化を図ります。

主な取組

- ①新たにスポーツ指導に関わる指導者の育成を図る講習会の実施を推進します。
- ②新規指導者の育成と並行して、現在指導にあたっている指導者の資質向上を図るための研修会参加に係る費用の助成など、スポーツ指導者の育成を推進します。

基本施策 4 《施設の更なる利用促進と維持管理について》

新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用が制限され施設利用者が減少した一方、感染症対策による日常の変化に伴い、運動・スポーツへの意識が高まっています。

市内の公共スポーツ施設に関する質問に対しては、「施設の質も数も不十分」と回答した割合が 35.8%と多く、スポーツ施設に対するニーズの高さが見てとれます。今後も市民のスポーツ施設に対するニーズの把握に努め、四国中央市公共施設等総合管理計画とも整合性をとり、ハード面からスポーツ推進に取り組みます。

(1) 施設の利用促進について

市民にとって身近で利用しやすい施設となるよう、ニーズの把握に努めて既存施設の充実につなげます。

主な取組

- ①愛媛国体において整備された施設や市内で実施された競技種目を活かし、各種大会の開催により施設の有効活用を図り、「する」「見る」「支える」という複数の面からスポーツ推進につながるよう施設の利用促進を図ります。
- ②指定管理者制度を継続し、より効率的な施設運営を目指すとともに、利用者アンケートにより汲み取ったニーズへの対応による利用者満足度の向上に努めます。

(2) 施設の維持管理について

市内の老朽化したスポーツ施設については、利用者にとって使いやすい施設となるよう、維持修繕や運用の見直しに取組み、市民からのニーズが高い施設については設備の更新等による更なる質の向上を図ります。また、施設のバリアフリー化等を進め、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい施設の環境整備を推進して、スポーツに取り組む機会の充実に努めます。

主な取組

- ①老朽化や破損した器具や備品の更新、トイレの洋式化など利用者の快適性を高める改善を進めます。
- ②老朽化した施設の状況や、利用率等を勘案して必要な改修や再構築を行い、市民が安心してスポーツが行えるよう、計画的かつ適切な施設の維持管理を推進します。
- ③指定管理者との定期的なモニタリングを実施し、コスト面をはじめ維持管理運営の効率化や受益者負担などを考慮した適正な料金体系を検討します。

第5章 計画の評価と推進について

1 計画の評価

本計画の評価指標については、令和2年度に行った「スポーツ活動に関するアンケート調査」の結果を現状値とし、国および愛媛県の計画で定める目標を参考に、令和8年度における数値を目標値として定めます。

週1回以上運動・スポーツを行っている成人の割合		
令和2年度	令和8年度	国
40.4%	50%以上	65%（令和3年度）

週3回以上運動・スポーツを行っている成人の割合		
令和2年度	令和8年度	国
20.6%	25%以上	30%（令和3年度）

週3回以上運動・スポーツを行っている小中高生の割合		
令和2年度	令和8年度	愛媛県
58.6%	65%以上	70%（令和4年度）

市内で開催されるスポーツ大会への参加者数	
令和2年度	令和8年度
7,900人	11,000人

スポーツボランティア活動の参加割合	
令和2年度	令和8年度
3.9%	5%

市内公共スポーツ施設の利用者数	
令和2年度	令和8年度
約44万人	約65万人

2 計画の推進と進捗管理

本計画は、行政だけでなく市民、各種スポーツ団体など様々な主体が一致団結して取り組むことにより推進します。施策の推進状況については、PDCAサイクルの考え方のもと取組内容や効果の検証、改善策の検討を通じて、施策を見直す一連のサイクルにより運用します。

計画の進捗管理については、スポーツ推進審議会で報告を行い、進捗状況を確認し、見直しが必要な場合は、本計画期間中であっても取り組み内容等の中間見直しを行います。

資料編

1 スポーツ活動に関するアンケート調査の対象者について

◆一般編（20歳～70歳代の各年代）

	男性	女性	合計	割合
20～29歳	19	12	31	7.9%
30～39歳	21	23	44	11.2%
40～49歳	30	37	67	17.1%
50～59歳	29	37	66	16.8%
60～69歳	49	48	97	24.8%
70歳以上	45	42	87	22.2%
合計（未回答を除く）	193	199	392	100.0%

◆児童・生徒編（小学校4年生の児童～高校3年生の生徒）

	男性	女性	合計	割合
小学4年生	75	73	148	20.5%
小学5年生	70	75	145	20.0%
小学6年生	76	67	143	19.8%
中学1年生	33	35	68	9.4%
中学2年生	32	33	65	9.0%
中学3年生	35	31	66	9.1%
高校1年生	14	15	29	4.0%
高校2年生	15	15	30	4.1%
高校3年生	15	15	30	4.1%
合計（未回答を除く）	365	359	724	100.0%

◆児童・生徒の保護者編

	男性	女性	合計	割合
20～29歳	1	9	10	1.3%
30～39歳	13	237	250	31.4%
40～49歳	62	417	479	60.2%
50～59歳	12	42	54	6.8%
60～69歳	0	1	1	0.1%
70歳以上	2	0	2	0.2%
合計（未回答を除く）	90	706	796	100.0%

2 四国中央市スポーツ推進審議会

四国中央市スポーツ推進審議会委員名簿

No.	氏 名	団 体 役 職 名	備 考
1	三木 雅人	(公財) 四国中央市スポーツ協会副会長	
2	岩井 正実	(公財) 四国中央市スポーツ協会副会長	
3	高橋 仁	四国中央市校長会担当校長	
4	本田 穰司	四国中央市スポーツ推進委員協議会会長	
5	長野 正次	四国中央市スポーツ少年団本部長	
6	森實 繁仁	四国中央市スポーツ指導者協議会会長	
7	内田 省三	四国中央市公民館連絡協議会会長	
8	鎌倉 尊子	四国中央市老人クラブ連合会副会長	
9	石村 誠	四国中央市 PTA 連合会会長	
10	越智 義文	四国中央市障がい者福祉団体連合会会長	

四国中央市スポーツ推進審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 78 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、四国中央市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 23 条例 22・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

四国中央市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成 16 年 4 月 1 日

教育委員会規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四国中央市スポーツ推進審議会条例(平成 16 年四国中央市条例第 78 号)第 4 条の規定に基づき、四国中央市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(職務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条及び第 35 条に規定するもののほか、四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、これらの事項に関して、教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設及び設備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故防止に関すること。
- (6) スポーツの水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の同意を得て委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会には、会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は原則として年 1 回、臨時会は必要に応じて開く。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(事務局)

第 6 条 審議会の事務局は、教育委員会社会体育担当課に置く。

(平 21 教委規則 11・一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、運営その他必要な事項については教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 19 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日教委規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の四国中央市スポーツ振興審議会条例施行規則第 3 条の規定により任命されている四国中央市スポーツ振興審議会の委員である者は、第 1 条の規定による改正後の四国中央市スポーツ推進審議会条例施行規則第 3 条の規定により委嘱された四国中央市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

3 スポーツ基本法

(平成 23 年法律第 78 号)

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 スポーツ基本計画等(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 基本的施策

第 1 節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第 11 条—第 20 条)

第 2 節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第 21 条—第 24 条)

第 3 節 競技水準の向上等(第 25 条—第 29 条)

第 4 章 スポーツの推進に係る体制の整備(第 30 条—第 32 条)

第 5 章 国の補助等(第 33 条—第 35 条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、21世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成

績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第30条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第 13 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第 15 条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第 16 条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して实际的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政

法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第 17 条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第 18 条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第 19 条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第 20 条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第 2 節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第 22 条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第 23 条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第 24 条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第 3 節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第 25 条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第 26 条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和 2 年 8 月 8 日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和 40 年 5 月 24 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第 27 条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年 8 月 7 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第 28 条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第 29 条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成 13 年 9 月 16 日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)
と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第5章 国の補助等

(国の補助)

第33条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

(1) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

(2) その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第4条の規定により策定されている同条第1項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第3項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第9条又は第10条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第5条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第75条の3第1号中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条第1項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第6条 放送大学学園法（平成14年法律第156号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第7条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）の一部を次のように改正する。

第20条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

四国中央市スポーツ推進計画

発行年月 令和4年4月

編集・発行 四国中央市教育委員会 文化・スポーツ振興課
〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL 0896-28-6043 FAX 0896-28-6060